



SUGO Road Race SUPPLEMENTARY REGULATIONS 2025

SUGOロードレース 統一特別規則書

- ◆ SUGOロードレースシリーズ チャンピオントロフィー
- ◆ SUGOロードレースシリーズ サウンドトロフィー
- ◆ SUGOロードレースシリーズ サウンドトロフィー
- ◆ SUGOロードレースシリーズ ライディングスポーツCup オープンMINIトロフィー
- ◆ SUGO JP250 4時間耐久レース
- ◆ SUGO OPEN 4時間耐久レース
- ◆ SUGO ST150 6時間耐久レース
- ◆ SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース
- ◆ 全日本ロードレース選手権 SUGO大会
- ◆ ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ
- ◆ ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

※ 2025年のライディングスポーツCup オープンMINIトロフィー及びST150
SUGO ST150/MINI BIKE 6時間耐久レースはシケインを使用しないコースでの走行となります。



SUGOスポーツクラブ

目次

サーキット走行について	1
スポーツランド SUGOの利用規定	1
2025 レース日程一覧・レース参加料金	3
第1章 SUGOロードレースシリーズ 競技規則	5
第2章 SUGOロードレースシリーズ規定	13
付則1 Champion Trophy	13
付則2 Sound Trophy	15
付則3 RIDING SPORTS CUP Open MINI Trophy	17
付則4 SUGOロードレースシリーズ / シリーズ・得点・シリーズランキング規定	19
第3章 SUGO耐久レース規定	21
付則1 SUGO JP250 / OPEN 4時間耐久レース	21
付則2 SUGO ST150 / MINIBIKE 6時間耐久レース	24
付則3 SUGO耐久レース 特別規定	27
第4章 SUGOロードレースシリーズ 技術仕様	29
付則1 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 基本仕様	29
付則2 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 参考車両仕様	35
付則2-1 エキスパート 車両仕様	35
付則2-2 モディファイド 車両仕様	35
付則2-3 ST150 車両仕様	35
付則3 SUGOロードレースシリーズ RIDING SPORTS CUP Open MINI Trophy 参考車両仕様	37
付則3-1 SPクラス 車両仕様	37
付則3-2 NSF 100HRCトロフィー 車両仕様	39
付則3-3 HRC GROM Cup 車両仕様	39
付則3-4 N-miniクラス 車両仕様	39
付則3-5 EXminiクラス 車両仕様	40
第5章 全日本ロードレース選手権シリーズ	41
第6章 SUGOロードレース選手権シリーズのエントリー	45
第7章 SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ 競技規則	47
第8章 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース	55
付則1 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース 特別規定	55
付則1-2 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース 特別競技規則	55
第9章 SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ 技術仕様	
付則1 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー 基本仕様	58
付則2 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー 参考車両仕様	60
付則2-1 SP 車両仕様	60
付則2-2 IMPORT MINI 車両仕様	61
付則2-3 HRC GROM CUP アドバンスクラス / ルーキークラス 車両仕様	63
付則2-4 NSF100 HRCトロフィー 車両仕様	63
付則2-5 RDエキスパート / RDルーキー 車両仕様	63
付則2-6 M1 車両仕様	65
付則2-7 M2 車両仕様	66

【サーキット走行について】

サーキット走行に関する規則

MFJ国内競技規則、ロードレース、付則3サーキット走行に関する規則に準ずる。

- ※1：ピットアウト時の安全確保の為、ピット出口直後のコース上に白線、白破線等で規制線がある場合は、その外側（右側）を走行しコースに復帰しなければならない。
 - ※2：レコードライン上でのスロー走行を行ってはならない。
 - ※3：タイヤ及びエンジンのならし走行は、レコードラインを避けて走行しなければならない。
 - ※4：ホームストレート進行方向左側に設けた路側帯は、マシントラブル等による減速走行車両の回避スペースとしてのみ使用を認める。通常走行、追越しの為に使用してはならない。
- 上記※1～4に著しく違反した場合はペナルティの対象となる。全ての走行者がこれを厳守すること。

【スポーツランドSUGOの利用規定】

〈ランド内〉

- ① 入園前の待機場所
待機場所は正面ゲート外、北側（仙台側）P3駐車場（Mパーク）とし、路上待機は一切禁止する。
- ② 入園及び退園
各大会の公式通知にて、入場ゲート及び、入退場時間を通知する。
- ③ ランド内での厳守事項
ランド内周遊道路は、レース参加者以外のお客様、ランドカー及び周遊バス、業務用車両の往来がある。レース参加者は、指定された通路、順路のみを使用して移動すること。指定外の通路、順路、閉鎖された通路、順路へは絶対に進入してはいけない（同日開催の他の競技に支障をきたす場合がある。）。また、事故を防ぐ為、競技用車両での走行は、一部例外を除き基本的に禁止とし、入園後の個人車両での移動については、最小限に留めること。
- ④ バイク等での園内移動時のヘルメット着用義務
バイク、電動スクーター他、類する物で園内を移動する場合は、必ずヘルメットを着用すること。

〈パドック内〉

- ① トランスポーターの駐車と移動
トランスポーターは、パドック指定区域内に駐車すること。なお、パドック内走行時は十分に徐行して走行すること。
- ② 使用可能時間
特別の許可、指定がある場合を除き、パドック・ピットガレージの使用は19：00迄とし、19：30までの退園を原則とする。以降はガードマンの指示に従うこと。
- ③ 車両・備品の留置
パドック内、ピットガレージ内に無断で車両・備品を留置しないこと。なお、盗難等が発生しても主催者（施設）は一切責任を負わない。
- ④ パドック・ピットガレージの確保
指定場所以外で、パドック・ピットガレージを確保する目的のいかなる手段も禁止する。運営上支障のある物品、車両は予告なく排除する。なお、この措置によって物品、車両の所有者に生じた、いかなる不利益についても主催者（施設）は一切責任を負わない。
- ⑤ シャッターの使用
ピットガレージに備え付けのシャッターを使用する場合、必ず中柱を立てて使用すること。シャッター・鍵に破損があった場合、復旧にかかる費用は破損した者が全額弁償すること。貸しガレージ、指定場所以外のピットガレージではシャッターの使用を禁止する。使用後のシャッターは開放して帰宅すること。
- ⑥ 電源の使用
ピットガレージ内の電源は、消費電力の大きい調理器具や、タイヤウォーマー等の為に使用してはならない。消費電力の大きい調理器具や、タイヤウォーマーを使用する場合は、各自発電機を持参し、使用すること。
- ⑦ 暖機運転
暖機運転を行う場合は、他者の迷惑とならないように行うこと。
- ⑧ 整理整頓・廃棄物処理
パドック・ピットガレージ内は、常に整然と保つこと。ごみは分別、梱包して場内の集積所へ持ち込み、屋外やゴミ箱周辺に放置しないこと。粗大ごみ等は必ず参加者が持ち帰ること。
ガソリン、クーラントは、廃油入れには投棄できない。処理の出来ない廃棄物の置き去りは不法投棄と

なり、処罰される。※

⑨ 喫煙

喫煙は所定の場所にて行うこと。通常、喫煙場所はDパドック屋上、ウィナーズサロン前に設置しているが、特別の案内がある場合は指示に従うこと。

⑩ パドック内では、競技車両のコースインゲートへの移動等を除いて、移動目的での原動機付きの乗り物の使用を禁止する。

※ 集積所へ廃棄可能な物の例

紙類・ビニール類・カン・ビン・ペットボトル・小さな金属片（車両スクラップ等は不可）

※ 集積所へ廃棄できない、持ち帰らねばならない物の例

タイヤ・フレーム・エンジン・バッテリー・家電製品・その他部品など。

2025 SUGO ロードレースシリーズ 開催予定一覧

Rd	Rd.1	Rd.2	Rd.3	Rd.4
日程	5月5日(祝月)	6月29日(日)	8月3日(日)	10月5日(日)
出場申込期間	3月23日(日) ～4月7日(月)	5月19日(月) ～6月2日(月)	6月22日(日) ～7月7日(月)	8月24日(日) ～9月8日(月)

開催クラス	格式	昇格制度	参加資格	周回数	料金
Champion Trophy					
JSB1000	公認	-	I	15	SSCM 2R会員 以上
ST1000(N)	公認	N有	N-I		
ST600(N)	公認	N有	RF-I		
J-GP3	公認	N有	J-I	12	19,000円
HRC NSF250R Challenge			J-N		
JP250	公認	N有	J-I	10※1	SSCM 非会員 22,000円
CBR250RR Dream Cup	承認	-	J-N(I)		
CBR250R Dream Cup	承認	-	J-I		
Sound Trophy					
OPEN FORMULA	承認	-	RF-I	10※2	SSCM 2R会員 以上
FORMULA-600	承認	-	RF-I		
ACST(空冷スーパーツイン)	承認	-	RF-I		
LCST(水冷スーパーツイン)	承認	-	RF-I	10	SSCM 非会員 22,000円
SpeedOPEN Top of LIMIT	承認	-	RF-N(I)		
SpeedOPEN LIMIT45	承認	-	RF-N(I)	10	SSCM 非会員 22,000円
SpeedOPEN LIMIT50	承認	-	RF-N(I)		
SpeedOPEN LIMIT ZERO	承認	-	RF-N(I)		
ST150	承認	-	J-I	7※3	
RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy					
SP(Jクラス別)	承認	-	E以上	7	SSCM 2C会員 以上
NSF100 HRC トロフィー(Jクラス別)	承認	-	E以上		
HRC GROM CUP アドバンスクラス※4	承認	-	E以上		
HRC GROM CUP ルーキークラス	承認	-	E以上		
N-mini	承認	-	E以上	7	SSCM 非会員 16,000円
EXmini-125	承認	-	E以上		
EXmini-80	承認	-	E以上		

昇格制度：国内ライセンスの昇格対象となるクラスは、ST1000 ST600 J-GP3 JP250 とする。

フレッシュマン(RF)及びジュニア(J)ライセンスで参加の場合は昇格ポイントの付与は行われない。

参加資格：ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ
尚、Speed OPENクラスに国際(I)ライセンスでの参加は認めるが、賞典の対象にはならない。

混走：参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを混走にて運営する場合がある。

※1：JP250・CBR250R Dream Cup・CBR250RR Dream Cupクラスは、周回数を10周に統一し混走で行う。

※2：OPEN FORMULA FORMULA-600 ACST LCSTクラスは、周回数を10周に統一し混走で行う。

※3：ST150クラスは、周回数を7周とし、RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy 各クラスと混走で行う。

2025 SUGO 耐久レース 開催予定一覧

レース名	2025 SUGO JP250 4時間耐久レース	2025 SUGO OPEN 4時間耐久レース
日程	11月8日(土)	
出場申込期間	9月28日(日)～10月14日(火)	

開催クラス	格式	クラス詳細	参加資格	料金
2025 SUGO JP250 4時間耐久レース				
JP250	承認	JP250 仕様車	J-I	2名組： 40,000円 3名組： 43,000円 4名組： 46,000円
2025 SUGO OPEN 4時間耐久レース				
TSE-250&400 OPEN	承認	4st 単気筒 249cc～ 4st 2気筒 200cc～600cc 4st 3気筒以上 200cc～500cc 2st 200cc～350cc	J-I	2名組： 40,000円
CBR250R	承認	CBR250R Dream Cup 仕様車	J-I	3名組： 43,000円
マイバイクリレー	承認	上記2クラスに該当する車両の組み合わせ	J-I	4名組： 46,000円

レース名	2025 ST150 6時間耐久レース	2025 SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース
日程	11月9日(日)	
出場申込期間	9月28日(日)～10月14日(火)	

開催クラス	格式	クラス詳細	仕様	参加資格	料金
2024 ST150 6時間耐久レース					
ST150	承認	4st 単気筒 120cc～160cc	ST150	J-I	2名組： 40,000円～ 6名組： 52,000円
2024 SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース					
NSF100	承認	NSF100	NSF100HRC トロフィー	E以上	2名組： 40,000円
GROM	承認	GROM	HRC GROM Cup	E以上	3名組： 43,000円
SP	承認	2st 単気筒 50cc未満 準改造 4st 単気筒 100cc未満 準改造	SP	E以上	4名組： 46,000円
N-mini	承認	4st 単気筒 125cc未満 準改造 2st 単気筒 80cc未満 ノーマルチャンバー	N-mini	E以上	5名組： 49,000円
EX-mini80	承認	2st 単気筒 85cc未満 改	Exmini	E以上	6名組： 52,000円
EX-mini125	承認	4st 単気筒 125cc未満 改	Exmini	E以上	
マイバイクリレー	承認	上記6クラスに該当する 車両の組み合わせ		E以上	

参加資格： ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ

2025 SUGOロードレース

競技会の名称

MFJ公認レース（地方選手権/スプリントレース）

- ・ SUGOロードレースシリーズ Champion Trophy

MFJ承認レース（スプリントレース）

- ・ SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy
- ・ SUGOロードレースシリーズ RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy

MFJ承認レース（耐久レース）

- ・ SUGO JP250 4時間耐久レース
- ・ SUGO OPEN 4時間耐久レース
- ・ SUGO ST150 6時間耐久レース
- ・ SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース

特別規則書

公 示

本競技会は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）公認・承認の基に、国際スポーツ憲章・FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則及び、本競技会特別競技規則に基づいて開催される。

第1章 SUGOロードレースシリーズ 競技規則

第1条 主催者

SUGOスポーツクラブ（SSC）
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
TEL：0224-83-3127 FAX：0224-83-3697

第2条 開催場所

スポーツランド SUGO
SUGOインターナショナルレーシングコース（3.621.154m）

第3条 公認（承認）

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F
TEL：03-5565-0900 FAX：03-5565-0907

第4条 開催日程・申し込み期間

本特別規則書P.3、P.4に示す。

第5条 開催種目・周回数

本特別規則書P.3、P.4に示す。

第6条 大会役員

大会役員は公式プログラムに示す。

第7条 参加資格

1) SUGOロードレースシリーズ Champion Trophy（公認レース）

(1) ライダー

当該年度に有効かつ各参加クラスの区分に合致したMFJロードレース競技ライセンス所持者（本特別規則書P.3参照）もしくは、当該資格所有者。但し、未成年は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。

ライダーは当該大会参加受付時に、当該ライセンスを提示しなければならない。提示できない者は当該大会の参加資格を失う。

(2) ビットクルー

当該年度に有効なMFJビットクルーライセンス所持者。ビットクルーは、ライダー1名につき、最低1名、4名まで認められる。また、ビットクルーライセンス未取得者でも、ビットクルー登録は出来るが、ビットレーン・プラットフォーム・グリッドに入ることは出来ない。

2) SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy（承認レース）

(1) ライダー

当該年度に有効かつ各参加クラスの区分に合致した MFJ ロードレース競技ライセンス所持者（本特別規則書 P. 3 参照）。但し、未成年は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。

また、特認として、【Speed OPEN】クラスにモトクロスを含むオフロード車両をベースとしたオンロード仕様車にて参加するライダーに関しては、MX 競技ライセンスを認める。ライダーは当該大会参加受付時に、当該ライセンスを提示しなければならない。提示できない者は当該大会の参加資格を失う。

(2) ビットクルー

当該年度に有効な MFJ ビットクルーライセンス所持者。ビットクルーは、ライダー1名につき、最低1名、4名まで認められる。また、ビットクルーライセンス未取得者でも、ビットクルー登録は出来るが、ビットレーン・プラットフォーム・グリッドに入ることは出来ない。

3) SUGO ロードレースシリーズ RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy（承認レース）

(1) ライダー

当該年度に有効かつ各参加クラスの区分に合致した MFJ ライセンス所持者（本特別規則書 P. 3 参照）かつ、SUGO での走行時間が2時間以上か、それに準ずる技量を持つ者。但し、未成年は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。

加えて、満16歳未満の者は、保護者の同伴を必要とし、参加資格の下限年齢を満13歳（中学生）以上とする。但し、下限年齢に満たない者は、ライセンスの所持を条件に、過去の実績等を考慮し、本人、保護者と面談の上、参加を認める場合がある。

(2) ビットクルー

当該年度に有効な MFJ ビットクルーライセンス所持者。ビットクルーは、ライダー1名につき、最低1名、4名まで認められる。また、ビットクルーライセンス未取得者でも、ビットクルー登録は出来るが、ビットレーン・プラットフォーム・グリッドに入ることは出来ない。

4) SUGO JP250 4時間耐久レース・SUGO OPEN 4時間耐久レース

(1) ライダー

当該年度に有効かつ各参加クラスの区分に合致した MFJ ロードレース競技ライセンス所持者（本特別規則書 P. 4 参照）もしくは、当該資格所有者。但し、未成年は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。

運転する車両の排気量が400cc以下の場合、参加資格の下限年齢を満16歳以上、運転する車両の排気量が401cc以上の場合、参加資格の下限年齢を満18歳以上とする。

但し、下限年齢に満たない者は、競技ライセンスの所持を条件に、過去の実績等を考慮し、本人、保護者と面談の上、参加を認める場合がある。

(2) ビットクルー

当該年度に有効な MFJ ビットクルーライセンス所持者。ビットクルーは、ライダー1名につき、最低1名、4名まで認められる。また、ビットクルーライセンス未取得者でも、ビットクルー登録は出来るが、ビットレーン・プラットフォーム・グリッドに入ることは出来ない。

5) SUGO ST150 6時間耐久レース・SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース

(1) ライダー

当該年度に有効かつ各参加クラスの区分に合致した MFJ ライセンス所持者（本特別規則書 P. 4 参照）かつ、SUGO での走行時間が2時間以上か、それに準ずる技量を持つ者。但し、未成年は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。

加えて、満16歳未満の者は、保護者の同伴を必要とし、参加資格の下限年齢を満13歳（中学生）以上とする。但し、下限年齢に満たない者は、ライセンスの所持を条件に、過去の実績等を考慮し、本人、保護者と面談の上、参加を認める場合がある。

(2) ビットクルー

当該年度に有効な MFJ ビットクルーライセンス所持者。ビットクルーは、ライダー1名につき、最低1名、4名まで認められる。また、ビットクルーライセンス未取得者でも、ビットクルー登録は出来るが、ビットレーン・プラットフォーム・グリッドに入ることは出来ない。

第8条 出場申し込み

1) 大会主催者に所定の方法にて申し込む事。

2) 出場申し込み期間は、本特別規則書 P. 3、P. 4 の表に示す。

3) 申し込み方法

① ホームページ上、エントリーページからのオンラインエントリー。

② エントリー用紙を記入し、郵便振替にて出場料を支払い、エントリー用紙に支払い明細書を添付の

上、郵便にてエントリー用紙を指定の宛先へ送信する。

- ③ エントリー用紙を記入し、現金で出場料を添付の上、現金書留にて指定の宛先へ送信する。
- ④ エントリー用紙を記入、SUGO レーシングコースコントロールタワー事務局窓口へ持参し、出場料を支払いの上、提出する。

詳細は、本特別規則書第6章を参照の事。

第9条 出場料

出場料は、本特別規則書第2章付則1、付則2、付則3、第3章付則1、付則2を参照の事。

第10条 受付の制限

各大会の運営若しくは、タイムスケジュールの都合上、参加受付を制限する場合がある。
(本条が適用される場合、優先順位は出場申し込みの早かった者を優先とする。)

第11条 参加の受理

- 1) 出場申し込み者に対して、締切後、大会事務局から参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) いったん受理された出場料は下記3) の場合を除き、返却されない。公式予選を通過しなかった者も同様とする。
- 3) 大会が取りやめになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料が返却される。
(本項が適用される場合、事務手数料として2,000円が差し引かれる。なお、申込者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない。)

第12条 クレデンシャルカード

- 1) 出場申し込みが受理された参加者には、登録されたライダー、ピットクルー等のクレデンシャルカードが主催者より送付される。
- 2) 各エントラントは、クレデンシャルカードを容易に目視確認の出来る位置に装着し、係員より提示の指示があった場合は、必ず提示しなければならない。(提示出来ない者は施設への入退場や、各競技会への参加を認めない。)
- 3) クレデンシャルカードの不正を行った場合、不正を行った者の所属、関係にあるライダーに罰則が課せられる。
- 4) クレデンシャルカードの再発行を希望する場合、理由に関わらず、再発行料は5,000円とする。

第13条 出場受付

- 1) 出場受付の時間及び場所は、公式通知に示す。
- 2) 定められた時間内に、必ず本人又は参加者が、本条4) に記載の必要物を提示、提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 3) 出場資格の確認の出来ない者は、競技会への出場を認められない。
- 4) 出場受付の必要物は、下記とする。
 - ① 参加受理書
 - ② 当該年度MFJライセンス
 - ③ 車両仕様書・ガソリン購入証明書(公認レース各クラスのみ)
 - ④ 大会参加誓約書及び自動計測用発信機借用誓約書・親権者誓約書(未成年)
 - ⑤ エントラントプロフィール(任意)※必要物は、主催者の指定によって追加、免除される場合がある。

第14条 ライダーの変更

登録されたライダーの変更は認めない。

第15条 出場車両並びにマーキング部品の変更

MFJ国内競技規則付則4-12を参照の事。

第16条 参加者の順守事項

MFJ国内競技規則第3章-15を参照の事。

第17条 ライダーの装備

MFJ国内競技規則第3章-16並びに、付則4-10を参照の事。

第18条 出場車両

MFJ国内競技規則付則7～14並びに、本特別規則書第2章付則1、付則2、付則3、第3章付則1、付則2を参照の事。

第1章 SUGO ロードレースシリーズ 競技規則

第19条 トランスポンダー（自動計測装置）の取付義務

主催者が指定したトランスポンダーを使用しなければならない。公式車検時まで、出場車両にトランスポンダーを装着する事。トランスポンダーは、出場受付時に配布する。競技会終了後は、速やかに返却する事。トランスポンダー取付の為のホルダーは、大会事務局にて販売する。

第20条 燃料

MFJ国内競技規則付則4-13-11-1及び、付則4-13-11-2に準ずる。

- 1) 指定のガソリン購入証明書の提出を義務付ける（公認レース各クラスのみ）。ガソリン購入証明書は、公式車検終了までに提出しなければならない。やむを得ず、公式車検までに提出できない場合は、各競技会の公式予選開始時刻までに、車検委員に提出しなければならない。
- 2) 燃料は、施設内ガソリンスタンドにて販売する。
- 3) 燃料を供給できる時間（ガソリンスタンドの営業時間）は、公式通知に示す。
- 4) 燃料は、消防法に合致したガソリン携行缶を用いて購入、保管する事。
- 5) 燃料価格は、相場により随時変動する。
- 6) 供給する燃料の性状表を下表に示す。

スポーツランド SUGO 指定供給ガソリン

性状表	名称	ENEOS ヴィーゴガソリン
	鉛含有料	0.001 (－) g/L (オレンジ)
	オクタン価	99.5 (RON)
	密度	0.7170 (15°C、g/ml)

第21条 車両検査（公式車検）

MFJ国内競技規則付則4-10及び、付則4-13に準ずる。

- 1) 車両検査の時間は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
 - 2) 車両は、ライダー本人またはメカニックが、アンダーカウルを取り外した状態で車両検査区域へ持参しし、取り外したアンダーカウルも持参する事。
 - 3) ライダーは、車両仕様書を提出し、本条5)に示す装備品一式の検査を受けなければならない。
 - 4) 車両検査を受けない、或いは、車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判断された車両は、当該競技会において、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。
 - 5) ライダーが競技中に着用しなければならない装備で、車両検査において、車検委員によって点検を受ける物は次の通りである。
 - ① ヘルメット
 - ② レーシングスーツ
 - ③ エアバッグ式プロテクション
 - ④ 脊柱プロテクション
 - ⑤ チェストガード
 - ⑥ グローブ
 - ⑦ ブーツ
- ※ 車両検査で点検を受けた物と異なる物（車両、装備）を競技に使用した場合、罰則が科せられる。（失格を含む）

第22条 プリーフィング

- 1) プリーフィングが行われる場合は、ライダー本人が必ず出席しなければならない。
- 2) プリーフィングでは、出席の確認が行われ、出席なき場合は罰則が課される場合がある
- 3) プリーフィングの時間、開催場所は、公式通知に示す。

第23条 ピットレーンの走行・ゲート（ピットイン及びピットアウト）

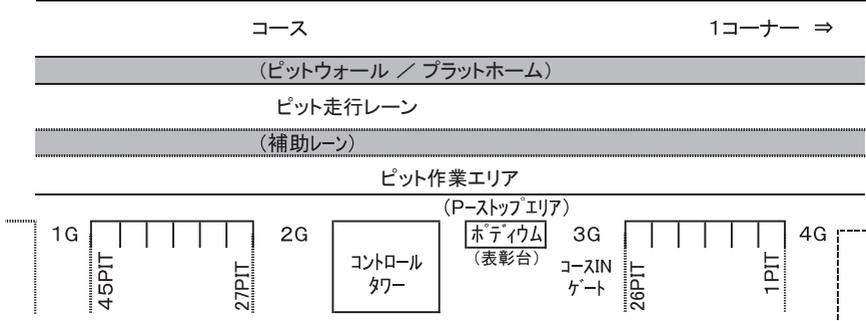
本条末尾に示すピットレーン及び付随する設備の略図を参照の事。

- 1) ピットレーンを走行する場合は、ピット走行レーンを走行するものとする。補助レーン、作業レーンの横断は最小限に留める事。
- 2) ピット走行レーンは、ピットアウトの為に走行する車両・ライダーよりも、ピットインの為に走行する車両・ライダーを優先とする。
- 3) ピットレーンの制限速度は60km/hとする。区間は、ピットレーン入口60km/h規制標識より、ピットレーンエンド信号機脇60km/h規制標識までとする。
- 4) 合流時、ピットアウトしてコースに合流、復帰しようとする車両・ライダーよりも、コース上を走行している車両・ライダーを優先とする。合流、復帰する車両・ライダーは、3コーナアウト側の合

流レーンより、前後方の安全を十分に確認し、コースを走行している車両の妨げにならないようにする事。

5) パドックからピットレーンへの入退場ゲートについて、下記を定める。

- ① 1G (45PITと車検場の間) は、コースアウト専用とする。
- ② 3G (コースインゲート、30PITとポディウムの間) は、コースイン専用とする。
- ③ 2G (27PITとコントロールタワーの間)、4G (1PIT脇) は、作業用車両専用のゲートとする。



第24条 公式予選

スプリントレース

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。予選方式は計時予選とする。
- 2) 公式予選出走台数は、最大48台(ミニバイクレースの場合、最大60台)とする。
- 3) 公式予選に出走するためにコースインする場合は、指定されたコースインゲートを通じて、コースインしなければならない。
- 4) 公式予選終了後のコースアウトは、1G (45PITと車検場の間) よりコースアウトし、パドックに出なければならない。
- 5) ウェイティング(繰り上げ出場)については、MFJ国内競技規則付則4-15-2-10に準ずる。
- 6) ウェイティングのための決勝レース出場願い書(嘆願書)の提出は、公式予選結果発表後30分以内に大会事務局で行うこと。
- 7) ウェイティングの資格を有する者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。
- 8) レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。
- 9) SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 及び RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy においては、予選時のコンディション等を考慮し、予選通過基準を緩和する場合がある。

第25条 出走嘆願書

- 1) 公式予選の結果、決勝グリッドを得られなかった者は、出走嘆願書を提出することが出来る。
- 2) 出走嘆願書の提出は、公式予選結果発表後30分以内に大会事務局で行うこと。
- 3) 出走嘆願書を提出した結果、決勝への出走を認められた者は、決勝へ出走することが出来る。
- 4) 出走嘆願書を提出した者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。
- 5) 予選に出走していないライダーの出走嘆願は、原則として受け付けない。

第26条 決勝レース出場台数

- 1) 決勝レース出場台数は、最大40台(ミニバイクレースの場合、最大50台)とする。
- 2) 混走レースの決勝レース出場者選抜方法について、下記を定める。
 - ① 各クラスの決勝出場台数は、出場申し込み時点での台数比率により決定する。
 - ② 公式予選は、各クラス毎の順位に基づき、決勝出場者を決定する。

第27条 決勝スタート前チェック

- 1) 決勝スタート前チェックの時間は、公式通知に示す。
- 2) スタート前チェックを済ませた後、ライダーはマシンと共にウェイティングエリアで待機する。
- 3) レースの進行に遅れの生じた場合でも、タイムスケジュールの改定や公式通知での案内の無い限り、スタート前チェックは、予め公式通知に示した時間で行う。

第1章 SUGO ロードレースシリーズ 競技規則

第28条 サイティングラップ

- 1) サイティングラップの為にピットレーン出口がグリーンシグナル点灯により開放されたのち、3分後に閉鎖される。
- 2) サイティングラップは義務付けられない。手押しでマシンをグリッドに着ける者は、オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押していくこと。

第29条 スターティンググリッドとポールポジション

- 1) ポールポジションは、進行方向左側（グランドスタンド側）の最前列である。
- 2) スターティンググリッドは、横並びの列で3台ずつ整列する。台数は26条・1)による。

第30条 ウォームアップ開始まで（ウォームアップ3分前までの行為）

- 1) グリッド上で給油は禁止される。
- 2) グリッド上でタイヤウォーマーの為にジェネレーター（蓄電式含む）を使用しても良い（スペアタイヤも含む）。
- 3) ジェネレーター（蓄電式含む）はマシン1台につき1台とし、一人で持ち運び可能なハンディタイプ（市販状態でジェネレーターの取っ手が一つのもの）とし、車両の後方に置かれなければならない。

第31条 ウォームアップラップ

- 1) グリッド上でウォームアップラップ1分前のボードが掲示された段階で、マシンのエンジンをスタートさせる。
- 2) スタートオフィシャルの振動するグリーンフラッグの指示で、ライダーはスタートし、1周走行する。
- 3) ウォームアップラップの周回数は、公式通知により変更される場合がある。

第32条 スタート方法

スプリントレース

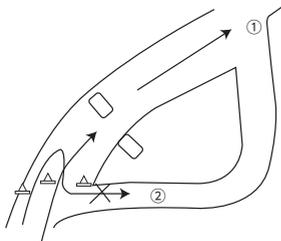
- 1) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- 2) スタート方法は、MFJ国内競技規則付則4-18-4-10による。
- 3) スタート方法は天候を含む大会開催状況により、変更・省略される場合がある。（変更・省略される場合は、公式通知・プリーフィング・場内放送などで知らせる。）
- 4) スタート方法の詳細は、公式通知、プリーフィングで知らせる。

第33条 公式シグナル

- 1) MFJ国内競技規則に準ずる。
- 2) フラッグに代わり、ライトを使用する場合がある。
 - (1) イエローライトの点滅：イエローフラッグと同義
 - (2) レッドライトの点滅：レッドフラッグと同義
- 3) ピットレーン出口のシグナルは、ピットレーン専用とする。
 - (1) グリーンライトの点灯：コースイン可能
 - (2) レッドライトの点灯：コースイン不可能

第34条 競技中・走行中の注意事項

- 1) シケインカットを（やむを得ず）する場合、本線合流前に一旦停止し、オフィシャルの指示に従い、コース復帰すること。（下図①）
- 2) シケインカット後の逆走については、ペナルティーの対象となる。（下図②）



- 3) コースをショートカットした事により、当該ライダーに有利の場合は、下記を適用する。
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：ライドスルーペナルティー若しくはレース結果に30秒の加算

- 4) ホームストレートのホワイトラインカットは失格となる。(危険回避及び、オフィシャルの指示に従った場合は除く。)
- 5) ブラックフラッグ、オレンジボール旗、ペナルティーボードの使用について
 - (1) ブラックフラッグ、オレンジボール旗は、フラッグタワー、バックストレッチ中央左8.4番ポストの2箇所に掲示する。
 - ① ブラックフラッグと、黒地に白文字のサインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインする事。
 - ② オレンジボール旗と同時に掲示された番号の競技車両は、マシンが、当該ライダーもしくは、他のライダーに危険を及ぼすような問題に見舞われており、早急にコース上から退去しなければならない状態にすることを知らせるものである。
 - (2) ペナルティーボードは、コントロールライン付近に掲示される。
 - ① ビットストップによるペナルティー(ストップ&ゴー・ペナルティー)が科された場合、「STOP」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティーボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ビットレーンを通過しつつ、オフィシャルの指示に従い、ペナルティーエリアで、指示された時間停車しなければならない。
 - ② ライドスルーによるペナルティーが科された場合、「RIDE THROUGH」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティーボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ビットレーンを通過しなければならない。
 - ③ 3回目の掲示を受けた周にピットインせず、罰則を実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 6) ウォームアップラップ開始3分前以降のプラットフォームへの入場は、決勝レーススタート後、オフィシャルカーが1コーナーを過ぎてからとする。
- 7) プラグチョップは、危険防止及び大会運営を円滑にするため、禁止とする(スポーツ走行を含む)。
- 8) 3コーナー脇緊急ゲートからの脱出は、オフィシャルの指示が無い限り禁止とする。

第35条 レースの一時停止

MFJ国内競技規則付則4-24を参照の事。

第36条 赤旗中断されたレースの再スタート

MFJ国内競技規則付則4-25を参照の事。

第37条 レースの終了

- 1) 各レースの終了時間は、トップのライダーが定められた周回数を完了し、チェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、3分を経過したのちとする。
- 2) 天候やその他の理由により、周回数を減算してレースを終了する場合がある。
- 3) チェッカーフラッグを受けたライダーは、全車1Gよりコースアウトする。入賞者は暫定表彰式出席の為、公式通知記載の所定の場所に集合する事。

第38条 レース結果、記録および得点

- 1) 順位の設定は、チェッカー優先とする。
- 2) レース終了後、暫定結果の発表を行う。
- 3) 正式結果は、レース終了後、遅くとも3時間以内に行う。
- 4) 正式結果への抗議はできない。

第39条 レース終了後の車両保管と再検査

MFJ国内競技規則付則4-29を参照の事。

- 1) 保管車両の分解検査が行われる場合は、当該車両のライダー若しくは登録されたピットクルーが速やかに分解しなければならない。

第40条 抗議

MFJ国内競技規則付則4-31を参照の事。

第41条 暫定表彰式

- 1) 各レース終了後、暫定表彰台にて、入賞ライダーに対し、暫定表彰を行う。

第42条 入賞及び賞典

- 1) 各クラスの入賞ライダー人数は、公示に示す。
- 2) 賞典内容、成立台数についての詳細は、各競技会の特別規定に示す。
- 3) 成立台数に満たないクラスのある場合は、他クラスと統合して賞典の授与を行う場合がある。

第1章 SUGO ロードレースシリーズ 競技規則

第43条 医療施設の利用義務

- 1) 負傷したライダーは、SUGO救護室での診断を受け、事故報告書の記入をすることを義務とする。
- 2) 事故報告書の記入の無い場合は、スポーツ安全保険の適用から除外される。
- 3) スポーツランド SUGOの応需病院について
医療法人 浄仁会 大泉記念病院
宮城県白石市福岡深谷字一本松5-1
TEL : 0224-22-2111

第44条 主催者の権限

主催者は、本条で示す項目についての権限を有するものとする。

- 1) 出場申し込みの受理に当たって、理由を示すことなく、選択した参加者の参加を受理、あるいは拒否をすることが出来る。
- 2) チーム名他、登録される名称やその他の事項が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否、変更を命じることが出来る。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、参加者に対し、指定医師による必要な診断書の提出を要求し、健康上の理由による、競技出場の可否を判断することが出来る。
- 4) 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することが出来る。
- 5) 止むを得ない理由により、公式プログラムへ掲載の無いライダーの登録・変更を許可することが出来る。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像などについて、報道、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可出来る。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に関しては、いかなる場合も参加を中止、拒否する事が出来る。

第45条 役員の実務

- 1) 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の実務によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

第46条 公式通知の発行

- 1) 本規則に記載の無い、競技運営に関する実施細則、タイムスケジュール及び参加者への指示事項は、公式通知によって示す。
- 2) 公式通知は、出場申し込み締切り後に発表され、下記(1)～(3)の手段で通知される。
 - (1) 開催日の前日までに参加者に送付される。
 - (2) 開催期間中にインフォメーションボードに掲示される。
 - (3) ホームページ・参加者がアクセス可能な指定のwebサイトへアップロードされる。※上記(1)～(3)は事情により実施されない場合がある。
※特別スポーツ走行の走行時間及び走行料金は、公式通知に示す。

第47条 本規則の解釈

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通知される。

第48条 本規則の施行

本規則は、スポーツランド SUGOにおいて、本規則によって定められるすべての競技会に適用されるもので、各競技会の出場申し込み受付開始と同時に有効となる。なお、本規則に記載されていない事項については、MFJ国内競技規則書に準拠するものとする。

第2章 SUGO ロードレースシリーズ

付則1 SUGO ロードレースシリーズ Champion Trophy 特別規定

第1条 競技会の名称

SUGO ロードレースシリーズ Champion Trophy

第2条 開催種目

開催クラス	格式	昇格制度	参加資格	周回数	料金
Champion Trophy					
JSB1000	公認	-	I	15	SSCM 2R 会員 以上 19,000 円
ST1000 (N)	公認	N 有	N-I		
ST600 (N)	公認	N 有	RF-I		
J-GP3	公認	N 有	J-I	12	SSCM 非会員 22,000 円
HRC NSF250R Challenge			J-N		
JP250	公認	N 有	J-I	10※1	
CBR250RR Dream Cup	承認	-	J-N (I)		
CBR250R Dream Cup	承認	-	J-I		

昇格制度：国内ライセンスの昇格対象となるクラスは、ST1000 ST600 J-GP3 JP250とする。

フレッシュマン (RF) 及びジュニア (J) ライセンスで参加の場合は昇格ポイントの付与は行われない。

参加資格：ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ
尚、Speed OPEN クラスに国際 (I) ライセンスでの参加は認めるが、賞典の対象にはならない。

混走：参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを混走にて運営する場合がある。

※1：JP250・CBR250R Dream Cup・CBR250RR Dream Cup クラスは、周回数を10周に統一し混走で行う。

第3条 参加資格

- 1) 本規則書第1章第7条1) に示す。

第4条 車両規定

- 1) MFJ 国内競技規則を参照の事。
- 2) CBR250RR/R Dream Cup は、CBR250RR/R Dream Cup 事務局より発行される技術仕様に合致した車両を対象とする。
- 3) CBR250RR/R Dream Cup クラスの、雨天時のレーシングレインタイヤの使用を認める。但し、タイヤの許容リム幅サイズ内での使用のみとし、CBR250RR/R Dream Cup 事務局指定のタイヤに限る。

第5条 参加料

- 1) SSCM 2R 会員以上：19,000 円 (税込)
SSCM 非会員：22,000 円 (税込)
- 2) 公式予選及び、決勝レースにおいて、使用可能状態のエアバッグシステム (MFJ 登録製品) を使用する場合、参加料から2,000 円 (税込) が割引かれる。ただし、公式予選、決勝レースの何れかでも、エアバッグシステムの装着が無かった事が明らかになった場合は、割引分の参加料は追納しなくてはならない。

第6条 周回数

- 1) 第2条表中に示す
- 2) 周回数を変更する場合は、公式通知に示す。

第7条 賞典

- 1) 入賞者数、及び賞典数は、公示に示す。
- 2) 入賞者数、賞典数は、当該レースの予選出走台数によって決定されるものとし、基準は、本条末の表1による。
- 3) 賞典内容は、本条末の表2に示す
- 4) 不成立クラスの賞典の合算は行わない。
- 5) シリーズ賞典は、本特別規則書第2章付則4を参照の事。
- 6) 賞典は、追加される場合がある。

第2章 SUGO ロードレースシリーズ

【入賞及び賞典一覧表】

表1

出走台数	入賞順位	出走台数	入賞順位
0～1台	不成立	8～9台	4位まで
2～3台	1位まで	10～11台	5位まで
4～5台	2位まで	12台以上	6位
6～7台	3位まで		

表2

順位	賞典内容
優勝	楯(トロフィー)
2位～6位	//

第8条 MFJライセンス昇格について

MFJ国内競技規則付則1-5を参照の事。

第9条 本章に規定のない事項

本章に規定の無い事項は、全てMFJ国内競技規則に準拠するものとする。

付則1-2 ワンメイクタイヤ特別規則

第1条 ワンメイクタイヤ特別規則

地方選手権 インターおよびナショナル ST1000、ST600、JP250クラスは、ワンメイクタイヤ制度となる。
ワンメイクタイヤに関する規則の詳細は、MFJ国内競技規則書付則6-4を参照の事。

第2条 ワンメイクタイヤの購入

- 1) 地方選手権 インターおよびナショナル ST1000、ST600、JP250クラスの当該大会にエントリーしている者は、特別販売価格で購入ができる。
- 2) 購入を希望する者は、大会エントリー期間中に、購入注文書と、代金を添えて、大会事務局へ申し込むこと。
- 3) タイヤ申し込み用紙は、MFJホームページ又は、スポーツランド SUGO ホームページより入手すること。
- 4) タイヤ代金の支払いは、エントリー料金の支払いと同様に支払うこと。
- 5) ドライタイヤの特別販売価格
ST1000クラスドライタイヤ前後1セット：29,287円(税込)
ST600クラスドライタイヤ前後1セット：28,600円(税込)
JP250クラスドライタイヤ前後1セット：25,850円(税込)

第3条 ワンメイクタイヤに関するその他の事項

- 1) ウェットタイヤの特別販売価格の設定は無い。参加者は、ウェットタイヤ最低1セットを参加者自身で用意することが義務付けられる。
- 2) タイヤの引き渡しは、公式通知に指定の時間、場所、方法で行われる。
- 3) タイヤワンメイク制度の利用に際しては、タイヤメーカー、サービスガレージからの案内を確認すること。案内は、MFJホームページ、スポーツランド SUGO ホームページ等で閲覧できる。

付則2 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 特別規定

第1条 競技会の名称

SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy

第2条 開催種目

開催クラス	格式	昇格制度	参加資格	周回数	料金
Sound Trophy					
OPEN FORMULA	承認	-	RF-I	10※2	SSCM 2R会 員以上 19,000円
FORMULA-600	承認	-	RF-I		
ACST (空冷スーパーツイン)	承認	-	RF-I	10※2	
LCST (水冷スーパーツイン)	承認	-	RF-I		
SpeedOPEN Top of LIMIT	承認	-	RF-N (I)	10	SSCM 非会員 22,000円
SpeedOPEN LIMIT45	承認	-	RF-N (I)		
SpeedOPEN LIMIT50	承認	-	RF-N (I)		
SpeedOPEN LIMIT ZERO	承認	-	RF-N (I)		
ST150	承認	-	J-N	7※3	

参加資格： ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ
尚、Speed OPENクラスに国際 (I) ライセンスでの参加は認めるが、賞典の対象にはならない。

混 走： 参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを混走にて運営する場合がある。

※2： OPEN FORMULA FORMULA-600 ACST LCSTクラスは、周回数を10週に統一し混走で行う。

※3： ST150クラスは、周回数を7周とし、RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy 各クラスと混走で行う。

第3条 参加資格

1) 本規則書第1章第7条2) に示す。

第4条 総合車両規定

1) 出場車両

本特別規則書第4章付則1、Sound Trophy基本仕様、第4章付則2、Sound Trophy参考車両仕様に合致したすべてのモーターサイクル。

(1) オープンフォーミュラ (O-F)

① 車両

4ストローク2気筒以上かつ、排気量600ccを超えるスーパースポーツ車両。1000ccレースベース車等。

② 参考仕様

本特別規則書第4章付則2-1 [エキスパート] を適用する。

(2) フォーミュラ600 (F-6)

① 車両

4ストローク2気筒以上かつ、排気量600ccを超えないスーパースポーツ車両。600ccレースベース車等。

② 参考仕様

本特別規則書第4章付則2-1 [エキスパート] を適用する。

(3) 空冷スーパーツイン (ACST)

① 車両

空冷4ストローク2気筒かつ、排気量380ccを超える車両。

② 参考仕様

本特別規則書第4章付則2-2 [モディファイド] を適用する。

(4) 水冷スーパーツイン (LCST)

① 車両

水冷4ストローク2気筒かつ、排気量380ccを超える車両。

② 参考仕様

本特別規則書第4章付則2-2 [モディファイド] を適用する。

(5) Speed OPEN

① 車両

2ストローク、排気量125cc以上、4ストローク、排気量200cc以上の車両で、排気量600ccを超えない車両。ただし、単気筒エンジンの車両には、排気量の上限を設定しない。

② 参考仕様

本特別規則書第4章付則1に合致したすべてのモーターサイクル。

第2章 SUGO ロードレースシリーズ

③クラス・参加条件

Speed OPENは、参加者のラップタイム（自己申告）毎にクラスを細分する。参加者は、事前にスポーツ走行等を利用して自身のラップタイムを把握し、該当のクラスに参加すること。

・TOP of LIMIT

1分45秒0を上回るタイムで走行する者。（44秒台）

・LIMIT45

1分50秒0を上回り、1分45秒0までのタイムで走行する者。

・LIMIT50

2分0秒0を上回り、1分50秒0までのタイムで走行する者。

・LIMIT ZERO

2分0秒0までのタイムで走行する者。

大会中に、当該クラスの基準タイムを上回るタイムを記録した場合は、次ラウンドより、より基準タイムの速いクラスへ変更しての出場となる。

なお、故意にラップタイムを調整していると判断された場合は失格となる場合がある。

各クラスでの走行にふさわしくない車両、ライダーは、クラス変更または、参加の辞退を命じる場合がある。

開催上の都合により、出走可能最低タイムを設定する場合がある。

(6) ST150

①車両

4ストローク単気筒かつ、排気量120ccを超え、160ccを超えないロードスポーツ車両。

②参考仕様

本特別規則書第4章付則2-3 [ST150] を適用する。

第5条 参加料

1) SSCM 2R会員以上 : 19,000円 (税込)

SSCM 非会員 : 22,000円 (税込)

2) 公式予選及び、決勝レースにおいて、使用可能状態のエアバッグシステム（MFJ登録製品）を使用する場合、参加料から2,000円（税込）が割引かれる。ただし、公式予選、決勝レースの何れかでも、エアバッグシステムの装着が無かった事が明らかになった場合は、割引分の参加料は追納しなくてはならない。

第6条 周回数

1) 第2条表中に示す。

2) 周回数を変更する場合は、公式通知に示す。

第7条 賞典

1) 入賞者数、及び賞典数は、公示に示す。

2) 入賞者数、賞典数は、当該レースの予選出走台数によって決定されるものとし、基準は、本条末の表1による。

3) 賞典内容は、本条末の表2に示す

4) 不成立クラスは、章典の合算を行う場合がある。

5) シリーズ賞典は、本特別規則書第2章付則4を参照の事。

6) 賞典は、追加される場合がある。

【入賞及び賞典一覧表】

表1

出走台数	入賞順位	出走台数	入賞順位
0～1台	不成立	8～9台	4位まで
2～3台	1位まで	10～11台	5位まで
4～5台	2位まで	12台以上	6位
6～7台	3位まで		

表2

順位	賞典内容
優勝	楯(トロフィー)
2位～6位	//

第8条 本章に規定のない事項

本章に規定の無い事項は、全てMFJ国内競技規則に準拠するものとする。

付則3 SUGOロードレースシリーズ RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy 特別規定

第1条 競技会の名称

SUGOロードレースシリーズ RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy

第2条 開催種目

開催クラス	格式	昇格制度	参加資格	周回数	料金
RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy					
SP (Jクラス別)	承認	-	E以上	7	SSCM 2C会員 以上 14,000円
NSF100 HRC トロフィー (Jクラス別)	承認	-	E以上		
HRC GROM CUP アドバンスクラス※4	承認	-	E以上		
HRC GROM CUP ルーキークラス	承認	-	E以上		
N-mini	承認	-	E以上		SSCM 非会員 16,000円
EXmini-125	承認	-	E以上		
EXmini-80	承認	-	E以上		

混走：参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを混走にて運営する場合がある。

※4：HRC GROM CUP アドバンスクラスの参加基準タイムは、2分12秒0とする。レースはルーキークラスと混走となる。

第3条 参加資格

- 1) 本規則書第1章第7条3)に示す。

第4条 総合車両規定

- 1) 出場車両
 - (1) 市販、運輸省認定車両であること。
 - (2) 2ストローク85cc未満・4ストローク125cc未満、ホイール18インチ以下の車両であること。

第5条 仕様

- 1) 各クラス、本特別規則書第4章付則1、Sound Trophy基本仕様に合致する事。
- 2) 各クラス、本特別規則書第4章付則3、RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy参考車両仕様に合致する事。
- 3) 各クラス、本特別規則書第4章付則3-1～3-5のクラス車両規定を参照の事。

第6条 参加料

- 1) SSCM 2C会員以上：14,000円(税込)
SSCM 非会員：16,000円(税込)
- 2) 公式予選及び、決勝レースにおいて、使用可能状態のエアバッグシステム(MFJ登録製品)を使用する場合、参加料から2,000円(税込)が割り引かれる。ただし、公式予選、決勝レースの何れかでも、エアバッグシステムの装着が無かった事が明らかになった場合は、割引分の参加料は追納しなくてはならない。

第7条 周回数

- 1) 第2条表中に示す。
- 2) 周回数を変更する場合は、公式通知に示す。

第8条 賞典

- 1) 入賞者数、及び賞典数は、公示に示す。
- 2) 入賞者数、賞典数は、当該レースの予選出走台数によって決定されるものとし、基準は、本条末の表1による。
- 3) 賞典内容は、本条末の表2に示す
- 4) 不成立クラスは、賞典の合算を行う場合がある。
- 5) シリーズ賞典は、本特別規則書第2章付則4を参照の事。
- 6) 賞典は、追加される場合がある。

第2章 SUGO ロードレースシリーズ

【入賞及び賞典一覧表】

表1

出走台数	入賞順位	出走台数	入賞順位
0～1台	不成立	8～9台	4位まで
2～3台	1位まで	10～11台	5位まで
4～5台	2位まで	12台以上	6位
6～7台	3位まで		

表2

順位	賞典内容
優勝	楯(トロフィー)
2位～6位	//

第9条 本章に規定のない事項

本章に規定の無い事項は、全てMFJ国内競技規則に準拠するものとする。

付則4 SUGOロードレースシリーズ / シリーズ・得点・シリーズランキング規定

第1条 SUGOロードレースシリーズの成立

- 1) SUGOロードレースシリーズにおいて、各クラスのシリーズ戦としての成立は、年間4戦のうち3戦でレースが成立したことを条件とする。

第2条 SUGOロードレース選手権で与えられる得点(ポイント)

- 1) SUGOロードレースシリーズにおいて、下表ポイントスケールの通りに、ポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	25	20	16	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

第3条 SUGOロードレースシリーズ シリーズランキング

- 1) SUGOロードレースシリーズ各ラウンドで与えられたポイントにより、シリーズランキングを決定する。
- 2) 同点となった場合、次の順で上位を決定する。
- (1) 上位獲得回数の多い順
優勝回数を比較し、決定しない場合は、2位の回数を比較する。以下決定まで続ける。
- (2) 最終戦上位の者
- (3) 前年ランキング上位の者
- (4) 大会組織委員会において最終決定
- 3) シリーズランキング上位の者には、賞典として、下表の通りに記念楯を授与し、副賞として、翌シーズンのスポーツ走行券を授与する。

表) SUGOロードレース年間ランキング賞典内容表

チャンピオントロフィー

	JSB1000		ST1000		ST600		J-GP3		JP250		その他承認 各クラス
	INT	NAT	INT	NAT	INT	NAT	INT	NAT	INT	NAT	
1位	楯+5枚	楯+10枚	楯+5枚	楯+10枚	楯+5枚	楯+10枚	楯+5枚	楯+10枚	楯+5枚	楯+10枚	楯+3枚
2位	楯+3枚	楯+5枚	楯+3枚	楯+5枚	楯+3枚	楯+5枚	楯+3枚	楯+5枚	楯+3枚	楯+5枚	楯+2枚
3位	楯+2枚	楯+3枚	楯+2枚	楯+3枚	楯+2枚	楯+3枚	楯+2枚	楯+3枚	楯+2枚	楯+3枚	楯+1枚
4位	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	楯+1枚	
5位	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	
6位	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	楯	楯+1枚	

- 4) ランキング、賞典の授与は、クラスごとに行う。
- 5) シリーズの成立しなかったクラスは、シリーズランキングの対象とはならない。
- 6) 次のクラスは、シリーズランキングの対象とはならない。
- (1) Speed OPEN LIMIT45
- (2) Speed OPEN LIMIT50
- (3) Speed OPEN LIMIT ZERO

第3章 SUGO 耐久レース

第3章 SUGO 耐久レース

付則1 SUGO JP250 4時間耐久レース / SUGO OPEN 4時間耐久レース 特別規定

第1条 競技会の名称

2025 SUGO JP250 4時間耐久レース / 2025 SUGO OPEN 4時間耐久レース

第2条 開催種目

開催クラス	格式	クラス詳細	参加資格	料金
2025 SUGO JP250 4時間耐久レース				
JP250	承認	JP250 仕様車	J-I	2名組： 40,000円 3名組： 43,000円 4名組： 46,000円
2025 SUGO OPEN 4時間耐久レース				
TSE-250&400 OPEN	承認	4st 単気筒 249cc～ 4st 2気筒 200cc～600cc 4st 3気筒以上 200cc～500cc 2st 200cc～350cc	J-I	2名組： 40,000円
CBR250R	承認	CBR250R Dream Cup 仕様車	J-I	3名組： 43,000円
マイバイクリレー	承認	上記2クラスに該当する車両の組み合わせ	J-I	4名組： 46,000円

参加資格：ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ

第3条 参加資格

- 1) 本規則書第1章第7条4) に示す。
- 2) ライダーは1台の参加車両に対して、最低2名、最大4名とする。補欠ライダーは登録できない。
- 3) マイバイクリレーに参加のチームは、必ず参加ライダーと同数の車両を準備する事。
- 4) ライダーは、当該年度の、SUGOロードレースシリーズへ参加歴があるか、同程度の技量、レース参加歴を持っている事。
- 5) ライダーは、安全なレースを行う為に、個々が最大限努力し、スポーツ走行等を利用して十分にレーシングコースでの走行技能習得に務める事。

第4条 車両規定

- 1) JP250クラスは、MFJ国内競技規則を参照の事。
- 2) CBR250R Dream Cup は、CBR250R Dream Cup事務局より発行される技術仕様と合致した車両を対象とする。
- 3) CBR250R Dream Cupクラスの、雨天時のレーシングレインタイヤの使用を認める。但し、タイヤの許容リム幅サイズ内での使用のみとし、CBR250R Dream Cup事務局指定のタイヤに限る。
- 4) 上記1)～3)以外の車両の仕様は、本規則書第4章付則1、Sound Trophy基本仕様と合致している事。
- 5) 4ストローク車両の、エンジン2次カバーの装着を強く推奨する。
- 6) タイヤについて、次の(1)(2)を定める。
 - (1) SUGO JP250 4時間耐久レースでは、ワンメイクタイヤの特別販売価格が設定され、特別販売価格で購入する事が出来る。
特別販売価格 ドライタイヤ前後1セット：25,850円(税込み)
 - (2) SUGO OPEN 4時間耐久レースでは、一般市販されており、通常の購入方法で購入可能な、オンロードタイヤのみ使用できる。(一般公道で使用できないタイヤ、競技専用タイヤも含む。)
- 7) 燃料タンクについて、次の(1)(2)を定める。
 - (1) 燃料タンク本体は、メーカー出荷時純正の物とする。容量の変更、給油口の変更の為のタンク本体の改造は認めない。但し、ガソリンノズル対策プレートは取り外してもよい。
 - (2) 社外品の燃料タンクは使用できない。

第5条 参加料

- 1) 2025 SUGO JP250 4時間耐久レース / 2025 SUGO OPEN 4時間耐久レース
2名組：40,000円
(以降1名追加毎に3,000円加算される。最大4名まで。)
4名組：46,000円
- 2) 公式予選及び、決勝レースにおいて、登録ライダーの全員が、走行中、使用可能状態のエアバッグシステム(MFJ登録製品)を使用する場合、参加料の総額から5,000円(税込)が割引かれる。ただし、公式予選、決勝レースの何れか、登録ライダーの何れかでも、エアバッグシステムの装着が無かった事が明らかになった場合は、割引分の参加料は追納しなくてはならない。

第6条 競技時間及び終了時間

- 1) 競技時間は、公式通知に示す。
- 2) レースの終了時間は、スタート後4時間を経過し、トップライダーがチェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、4分を経過したのちとする。

第7条 順位決定と完走

- 1) 順位は周回数優先とする。
- 2) 同一周回数の場合、先にフィニッシュラインを通過した車両が優先される。
- 3) 完走車の定義は、優勝車両が走行した距離の75%以上を走行したチームとする。

第9条 賞典

- 1) 入賞者数、及び賞典数は、公示に示す。
- 2) 入賞者数、賞典数は、当該レースの予選出走台数によって決定されるものとし、基準は、本条末の表1による。
- 3) 賞典内容は、本条末の表2に示す。
- 4) 賞典の合算を行う場合がある。
- 5) 賞典は、追加される場合がある。

【入賞及び賞典一覧表】

表1

出走台数	入賞順位
0～2台	不成立
3～4台	1位まで
5～6台	2位まで
7台	3位まで
8台	4位まで
9台	5位まで
10台以上	6位まで

表2

順位	賞典内容
優勝	トロフィー+副賞
2位	//
3位	//
4位	//
5位	//
6位	//

第10条 本章に規定のない事項

本章に規定の無い事項は、全てMFJ国内競技規則に準拠するものとする。

付則1-2 SUGO JP250 4時間耐久レース / SUGO OPEN 4時間耐久レース特別競技規則

第1条 ビットガレージの使用

- 1) 大会事務局の指定したビットを使用する事。
- 2) ビットの変更、交換を希望する場合は、各々のチームで交渉後、大会事務局に申し出ること、許可なき変更、交換は禁止する。

第2条 公式予選

- 1) 予選通過基準タイムは設定しない。
- 2) 予選タイムにおいて2名以上のライダーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。

第3条 決勝レース出場台数

- 1) 決勝レース出場台数は、最大60台(+主催者推薦枠)とする。
- 2) 決勝レース出場者選抜方法について、下記を定める。
 - ① 各クラスの決勝出場台数は、出場申し込み時点での台数比率により決定する。

第3章 SUGO 耐久レース

② 公式予選は、各クラス毎の順位に基づき、決勝出場者を決定する。

※審査委員会の決定により、決勝レース出場台数は変更される場合がある。

第4条 ブリーフィング

1) ブリーフィングの実施時間はタイムスケジュールに示す。

2) 予選通過チームの代表者最低1名は、必ず出席する事。

※欠席チームには罰則が適用され、決勝進出の権利を失う場合がある。

第5条 決勝スタート前チェック

1) 定められた時間内に、公式通知に指定の場所、時間にスタート前チェックを受け、ピット前に待機すること。

第6条 サイティングラップ

1) サイティングラップの為にピットレーン出口がグリーンシグナル点灯により開放されたのち、5分後に閉鎖される。

2) サイティングラップは義務付けられない。手押しでマシンをグリッドに着ける者は、オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押ししていくこと。

3) サイティングラップを行わなかったライダー、サイティングラップを行ったのちにピットインしたライダーは、決勝スタート5分前までは、正規グリッドに着くことができる。

4) 決勝スタート5分前までにグリッドに着くことのできなかったライダーは、ピットレーン出口で待機し、正規のグリッドからスタートした全車が1コーナーを通過したのちに、コースインが許可される。

第7条 スタート方法

1) 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式スタートとする。

2) 決勝レーススタート5分前より、フラッグタワーにてカウントダウンが開始される。

3) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーと、車両を支えるアシスト員以外は、コース上より退去し、ピットロード作業エリアまで下がる事。

4) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、以降のグリッド上での作業は禁止される。作業を続ける場合は、車両をピット作業エリアへ押し戻して作業を行う必要がある。

5) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーは、グラウンドスタンド側のグリーン上へ移動し、スタートの合図を待つ事。

6) スタートの合図は、フラッグタワーのシグナル、または日章旗とし、スタートライダーはコースを横断し、自分の車両に駆け寄り、スタートする。

7) エンジンは、スタートライダーが単独で、キックスタート、若しくはセルスターターで始動すること。(押しがけ、他者の協力のあった場合は、当該チームにペナルティが課せられる。)

8) エンジンスタートに必要な、キックペダル、セルスターターの装着されていない車両は、ピットスタートとなる。

9) 自力でのスタートが不可能な場合は、全車両通過後、オフィシャルの協力を得てスタートを試みる事が出来る。

第8条 ピット作業とライダー交替

1) ライダー交替、給油を含むピット作業中は、エンジンを停止しなければならない。

2) 給油を含むピット作業中は、リアスタンド若しくは、センタースタンドを使用すること。ライダー交替のみの場合は、スタンド使用の義務は無い。

3) マイバイクリレークラスにおいて、ライダー交替の為にトランスポンダーを搭載される車両とライダーは、当時点で走行中の同チームの車両が、交替の為にピットインする以前から、ピット作業レーン上で待機する事ができる。

4) マイバイクリレークラスは、ライダー交替の為にトランスポンダーの入れ替えを行う際、トランスポンダーを外される車両、搭載される車両共に、必ずエンジンを停止させ、リアスタンド若しくは、センタースタンドを使用して作業を行う事。

5) マイバイクリレークラスにおいて、ライダー交替の為にトランスポンダーの入れ替えを行う際、給油作業が行われる場合を除いて、ライダーがまたがった状態で作業しても構わない。(ライダーによるまたがり支持は不可。)

6) ピットエリアにて作業できる人数は、ライダーを含め4名までとし、チーム監督が責任を持って管理すること。

7) ピット作業は、自己のピット前のピット作業エリアでのみ行うこと。

8) ピット作業時以外は、作業区域を含め、ピットレーンには出ず、安全確保に務めること。

9) プラットホーム内でピットサインを送るピットクルーは、各チーム2名までとし、この2名は、MFJピッ

トクラーライセンスを取得している者とする。

- 10) プラットホームに進入できるビットクルーか否かの判別を容易にするために、大会バス、リボン等の装着を義務付ける場合がある。
- 11) 本則第9条に制限される場合を除いて、使用する工具に制限は無い。
- 12) スタート進行時を除いて、ビット作業エリア以外では、補助および、車両整備において、他の援助を受けてはならない。

第9条 給油および、給油装置、消火器

- 1) ライダーがまたがった状態のまま給油を行ってはならない。
- 2) 自然落下式のクイックチャージャーの使用が認められる。
- 3) 給油装置の使用にあたっては、装置の最上部が、地面より2.5mを超えて高くなってはならない。
- 4) 給油中は、ビットクルー1名が消火器を携帯し、待機すること。
- 5) 給油を行う者は、目を保護できる用具を装着すること。
- 6) 燃料の保管、給油において、プラスチック製タンク、オイルジョッキ、ポリ容器を使用してはいけない。
- 7) ビット内には、最大で100Lまでの燃料を置くことができる。
- 8) サイティングラップ開始時刻の5分前までは、必ず給油装置を含む装備の確認を車検員により受けなければならない。
- 9) 各チームは、エントリー1台につき、1本以上の消火器を、必ず準備すること。なお、消火器は、普通、電気、油火災に対応出来る粉末A・B・Cタイプ、容量1.8kg以上又は、同等の消火器を推奨し、初期消火に十分対応可能なものであれば可とする。

第3章 SUGO 耐久レース

付則2 SUGO ST150 6時間耐久レース / SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース 特別規定

第1条 競技会の名称

2025 SUGO ST150 6時間耐久レース / 2025 SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース

第2条 開催種目

開催クラス	格式	クラス詳細	仕様	参加資格	料金
2025 ST150 6時間耐久レース					
ST150	承認	4st 単気筒 120cc～160cc	ST150	J-I	2名組：40,000円～ 6名組：52,000円
2025 SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース					
NSF100	承認	NSF100	NSF100HRC トロフィー	E以上	2名組：40,000円 3名組：43,000円 4名組：46,000円 5名組：49,000円 6名組：52,000円
GROM	承認	GROM	HRC GROM Cup	E以上	
SP	承認	2st 単気筒 50cc 4st 単気筒 100cc 12インチ以上ホイール	SP	E以上	
N-mini	承認	2st 単気筒 80cc 4st 単気筒 125cc 18インチ以下ホイール	N-mini	E以上	
EX-mini80	承認	2st 単気筒 85cc未満	Exmini	E以上	
EX-mini125	承認	4st 単気筒 125cc未満	Exmini	E以上	
マイバイクリレー	承認	上記6クラスに該当する 車両の組み合わせ		E以上	

参加資格：ライセンス記号説明 ⇒ I=国際 N=国内 RF=フレッシュマン J=ジュニア E=エンジョイ

第3条 参加資格

- 1) 本規則書第1章第7条5)に示す。
- 2) ライダーは1台の参加車両に対して、最低2名、最大6名とする。補欠ライダーは登録出来ない。
- 3) マイバイクリレーに参加のチームは、必ず参加ライダーと同数の車両を準備する事。
- 4) ライダーは、当該年度の、SUGOロードレースシリーズへ参加歴があるか、同程度の技量、レース参加歴を持っている事。
- 5) ライダーは、安全なレースを行う為に、個々が最大限努力し、スポーツ走行等を利用して十分にレーシングコースでの走行技能習得に務める事。

第4条 車両規定

- 1) 本規則書第4章付則1、Sound Trophy基本仕様に合致している事。
- 2) ST150 6時間耐久レースは、本規則書第4章付則2-3、ST150車両仕様に合致している事。
- 3) MINIBIKE 6時間耐久レースは、各クラス、本規則書第4章付則3、3-1～3-5に合致している事。
- 4) MINIBIKE 6時間耐久レースは、ラム圧過給を使用する事ができる。

第5条 参加料

- 1) 2024 SUGO ST150 6時間耐久レース / 2024 SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース
2名組：40,000円
(以降1名追加毎に3,000円加算される。最大6名まで。)
6名組：52,000円
- 2) 公式予選及び、決勝レースにおいて、登録ライダーの全員が、走行中、使用可能状態のエアバッグシステム(MFJ登録製品)を使用する場合、参加料の総額から5,000円(税込)が割り引かれる。ただし、公式予選、決勝レースの何れか、登録ライダーの何れかでも、エアバッグシステムの装着が無かった事が明らかになった場合は、割引分の参加料は追納しなくてはならない。

第6条 競技時間及び終了時間

- 1) 競技時間は、公式通知に示す。
- 2) 各レースの終了時間は、スタート後6時間を経過し、全レース総合のトップライダーがチェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、4分を経過したのちとする。

第7条 順位決定と完走

- 1) 順位は周回数優先とする。
- 2) 同一周回数の場合、先にフィニッシュラインを通過した車両が優先される。
- 3) 完走車の定義は、各クラスにおいて、優勝車両が走行した距離の75%以上を走行したチームとする。

第8条 賞典

- 1) 入賞者数、及び賞典数は、公示に示す。
- 2) 入賞者数、賞典数は、当該レースの予選出走台数によって決定されるものとし、基準は、本条末の表による。
- 3) 賞典内容は、本条末の表に示す
- 4) 賞典の合算を行う場合がある。
- 5) 賞典は、追加される場合がある。

ST150及びMINIBIKE 6時間耐久レース賞典

各クラス	60台以上	40台以上	20台以上	10台以上
優勝	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞
2位	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞
3位	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞
4位	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	——
5位	トロフィー+副賞	トロフィー+副賞	——	——
6位	トロフィー+副賞	——	——	——

第9条 本章に規定のない事項

本章に規定の無い事項は、全てMFJ国内競技規則に準拠するものとする。

付則2-2 SUGO ST150 6時間耐久レース / SUGO MINIBIKE 6時間耐久レース特別競技規則

第1条 ビットガレージの使用

- 1) 大会事務局の指定したビットを使用する事。
- 2) ビットの変更、交換を希望する場合は、各々のチームで交渉後、大会事務局に申し出ること、許可なき変更、交換は禁止する。

第2条 公式予選

- 1) 予選通過基準タイムは設定しない。
- 2) 予選タイムにおいて2名以上のライダーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。

第3条 決勝レース出場台数

- 1) 決勝レース出場台数は、最大120台(+主催者推薦枠)とする。
 - 2) 決勝レース出場者選抜方法について、下記を定める。
 - ① 各クラスの決勝出場台数は、出場申し込み時点での台数比率により決定する。
 - ② 公式予選は、各クラス毎の順位に基づき、決勝出場者を決定する。
- ※審査委員会の決定により、決勝レース出場台数は変更される場合がある。

第4条 プリーフィング

- 1) プリーフィングの実施時間はタイムスケジュールに示す。
 - 2) 予選通過チームの代表者最低1名は、必ず出席する事。
- ※欠席チームには罰則が適用され、決勝進出の権利を失う場合がある。

第5条 決勝スタート前チェック、グリッド

- 1) 定められた時間内に、公式通知に指定の場所、時間にスタート前チェックを受け、順次オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押していくこと。
- 2) 決勝スタート5分前までは、正規グリッドに着くことができる。
- 3) 決勝スタート5分前までにグリッドに着くことのできなかったライダーは、ビットレーン出口で待機し、正規のグリッドからスタートした全車が1コーナーを通過したのちに、コースインが許可される。

第6条 スタート方法

- 1) 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式スタートとする。
- 2) 決勝レーススタート5分前より、フラッグタワーにてカウントダウンが開始される。

第3章 SUGO 耐久レース

- 3) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーと、車両を支えるアシスト員以外は、コース上より退去し、ピットロード作業エリアまで下がる事。
- 4) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、以降のグリッド上での作業は禁止される。作業を続ける場合は、車両をピット作業エリアへ押し戻して作業を行う必要がある。
- 5) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーは、グラウンドスタンド側のグリーン上へ移動し、アシスト員は、その場でエンジンを始動し（アシスト員は、エンジンが停止しない程度の暖気をしても良い。）、スタートの合図を待つ事。
- 6) スタートの合図は、フラッグタワーのシグナル、または日章旗とし、スタートライダーはコースを横断し、自分の車両に駆け寄り、スタートする。
- 7) 自力でのスタートが不可能な場合は、全車両通過後、オフィシャルの協力を得てスタートを試みる事が出来る。

第7条 ビット作業とライダー交替

- 1) ライダー交替、給油を含むビット作業中は、エンジンを停止しなければならない。
- 2) 給油を含むビット作業中は、リアスタンド若しくは、センタースタンドを使用すること。ライダー交替のみの場合は、スタンド使用の義務は無い。
- 3) マイバイクリレークラスにおいて、ライダー交替の為にトランスポンダーを搭載される車両とライダーは、当時点で走行中の同チームの車両が、交替の為にビットインする以前から、ビット作業レーン上で待機する事ができる。
- 4) マイバイクリレークラスは、ライダー交替の為にトランスポンダーの入れ替えを行う際、トランスポンダーを外される車両、搭載される車両共に、必ずエンジンを停止させ、リアスタンド若しくは、センタースタンドを使用して作業を行う事。
- 5) マイバイクリレークラスにおいて、ライダー交替の為にトランスポンダーの入れ替えを行う際、給油作業が行われる場合を除いて、ライダーがまたがった状態で作業しても構わない。（ライダーによるまたがり支持は不可。）
- 6) ビットエリアにて作業できる人数は、ライダーを含め4名までとし、チーム監督が責任を持って管理すること。
- 7) ビット作業は、自己のビット前のビット作業エリアでのみ行うこと。
- 8) ビット作業時以外は、作業区域を含め、ビットレーンには出ず、安全確保に務めること。
- 9) プラットホーム内でビットサインを送るビットクルーは、各チーム2名までとし、この2名は、MFJビットクルーライセンスを取得している者とする。
- 10) プラットホームに進入できるビットクルーか否かの判別を容易にするために、大会パス、リボン等の装着を義務付ける場合がある。
- 11) 本則第8条に制限される場合を除いて、使用する工具に制限は無い。
- 12) スタート進行時を除いて、ビット作業エリア以外では、補助および、車両整備において、他の援助を受けてはならない。

第8条 給油および、給油装置、消火器

- 1) ライダーがまたがった状態のまま給油を行ってはならない。
- 2) 自然落下式のクイックチャージャーの使用が認められる。
- 3) 給油装置の使用にあたっては、装置の最上部が、地面より2.5mを超えて高くなってはならない。
- 4) 給油中は、ビットクルー1名が消火器を携帯し、待機すること。
- 5) 給油を行う者は、目を保護できる用具を装着すること。
- 6) 燃料の保管、給油において、プラスチック製タンク、オイルジョッキ、ポリ容器を使用してはいけない。
- 7) ビット内には、最大で100Lまでの燃料を置くことができる。
- 8) スタート前チェック開始時刻の5分前までには、必ず給油装置を含む装備の確認を車検員により受けなければならない。
- 9) 各チームは、エントリー1台につき、1本以上の消火器を、必ず準備すること。なお、消火器は、普通、電気、油火災に対応出来る粉末A・B・Cタイプ、容量1.8kg以上又は、同等の消火器を推奨し、初期消火に十分対応可能なものであれば可とする。

付則3 SUGO 耐久レース 特別規定

第1条 救済措置

- 1) 競技中の車両は、いかなる場合も他の援助を受けて押し出したり、走行したりしてはならない。(但し、危険排除の為にオフィシャルが車両を移動する場合は除く。)
- 2) 自力でピットへ戻ることが難しい場合、指定の救済可能箇所へ自力で車両を移動してきた場合のみ、車両をレッカーで所定の場所まで、救済のために輸送する。救済を希望するものは、救済可能箇所へ移動の後、最寄りのオフィシャルに要請を行うこと。救済可能箇所は、別途案内する。
- 3) 救済可能箇所から、レッカーによる輸送で救済された車両は、オフィシャルの指示により、指定の箇所です5分間の車両保管が義務付けられる。但し、マイバイクリークラスは、より長い保管時間を設ける場合がある。

第2条 レース中断および再開

レース中に、相当の事象が発生した場合は、レースは赤旗中断される。中断後のレース再スタートと、再スタートまでの行為について定める。

- 1) レース中断後、レース再スタートの為に、再スタート時のグリッドを決定する場合、次のようにグリッドを決定する。
 - (1) スタート後3週を経過しない(スタート後2周以下)時点で赤旗中断となった場合、予選結果のグリッドを用いて、レースは仕切り直しとなる。
 - (2) (1) 以外の場合、中断の2周前の順位をもとにグリッドを決定し、ル・マン式または、他の方式で再スタートする。
 - (3) 赤旗中断の時点で、当該レース設定時間若しくは、周回数の2/3を経過している場合、レース成立とし、中断時点でレースを終了する場合がある。
- 2) 中断されたレースの再スタートは、サイティングラップ(ST150/MINIBIKE 耐久の場合は、手押しグリッド)から行われる。
- 3) レースの最終結果は、中断されたレースと、中断後再スタートしたレースの結果を合算し、周回数の多かった順に結果を決定する。合算後の周回数が同数の場合、中断後再スタートしたレースの中で、一番後に再開したレースの結果を優先する。
- 4) レースが赤旗中断となっている間、自らのピット作業エリアで、あらゆる作業をする事が認められる。
- 5) 中断されたレースの再スタートにあたって、再スタート可能なチームは、コース内を自力でピットまで戻ったチームと、救済措置によりピットへ戻ったチームとする。転倒車両が再スタートしようとする場合は、車検長に車両の確認を受け、再スタートの許可を得る事。
- 6) 本条に規定のない事項は、MFJ国内競技規則に基づく。

第3条 レースの中立化(フルコースコーション)

レースを中断するほどではない程度の事象が発生した場合に、ペースカー(セーフティーカー)が介入してレースを一時非競技化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う事を、フルコースコーションという。フルコースコーション中の行為と、レース再開について定める。

- 1) セーフティーカーは、オレンジライトとグリーンライトを装備し、車両の後部に、「SAFETY CAR」と書かれた車両である。
- 2) 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、ただちにすべてのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード(以下SCボード)が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。
- 3) セーフティーカーはオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりスタートするセーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。
- 4) セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。
- 5) すべての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両5台分(10m)程度以内の車両距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士およびセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き厳禁とされる。
(例外)
 - ・ セーフティーカーから合図を受けた場合。
 - ・ 前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合(トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、ラインを外した後続車に合図しなければならない)。
- 6) レースの先頭車両の頭出しを行う場合、競技監督からの指示に基づき、セーフティーカーから先頭車両との間にいる車両に対して、グリーンライトを使ってセーフティーカーの前に出よう合図する。これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行を続け、再度セーフティーカー

後方の車列につく。

- 7) 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。
- 8) セーフティーカー後方にいったん先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。
- 9) セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピットレーン出口にあるグリーンライトが点灯される間のみ許可される。それ以外はレッドライトによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンライトまで待たなければならない。コース内の隊列がいくつかに分れた場合は、競技監督の判断により、危険のない範囲で、集団最後尾と先頭との間にピットアウトを許可する場合もある。
- 10) 競技監督が次のコントロールラインまたはスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点で、セーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- 11) セーフティーカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- 12) セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、すべてのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と SC ボードは一斉に撤去される。
- 13) 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーシャルポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールラインまたはスタートライン（ピットレーン含む）を通過するまでは、追い越しはできない。
- 14) セーフティーカー導入中にレースが終了した場合、セーフティーカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。
- 15) フリープラクティス中に、セーフティーカーを使用したフルコースコーションの練習を行う場合がある。

第4章 SUGOロードレースシリーズ 技術仕様

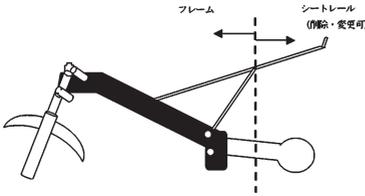
付則1 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 基本仕様

以下に規定する基本仕様は、ロードレース競技を行う上で必要とされる基本規則であり、Sound Trophy 基本仕様を適用する全ての車両及び競技会に適用される。

第1条 フレームの定義

- 1) フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリアサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。

フレームの基本骨格



- 2) シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームと見なし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームと見なさない。

第2条 スプロケットガード

- 1) チェーンとスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、フロントおよびリアスプロケットガードを取り付けなくてはならない。

第3条 エキゾーストパイプ

- 1) エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしにかかわらず丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角度は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としても良い。
- 2) 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 3) エキゾーストパイプの後端は、リアタイヤの位置にかかわらず、リアタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。

第4条 ハンドルバー

- 1) ハンドルバーの最低幅は、排気量85ccまでの車両は400mm、排気量85ccを超える車両は450mmとする。
- 2) ハンドルバーの先端が露出している場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 3) ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。
- 4) フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 5) ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっばいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間で最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
- 6) ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 7) 軽合金製ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

第5条 コントロールレバー

- 1) すべてのハンドルバー、レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低16mmとする）となっていなくてはならない。このボールの上下の面は平らでも良いが、どのような場合においても先端は丸められていなくてはならない（平らな部分の厚みは最低

第4章 SUGO ロードレースシリーズ 技術仕様

14mmとする)。この先端部分は、レバーと完全に一体となっていないてはならない。

- 2) コントロールレバー（フットレバーおよびハンドレバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。

第6条 スロットルグリップ

スロットルグリップは、手で握っていない時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

第7条 燃料ポンプ

- 1) 燃料ポンプは、転倒の際に自動的に作動するサーキット・カットアウト（回路開閉器）を介して配線されなくてはならない。

第8条 キャブレター/フュエルインジェクション

- 1) 吸気方式は、市販時の状態を維持すること（但し、本章付則3-5および、付則2-1を除く）。
- 2) キャブレター仕様車は、キャブレター本体のアフターパーツの使用を認める。
- 3) フュエルインジェクション仕様車の場合、スロットルボディ、インジェクターは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。エアファンネルの交換は認められないが、公認車両に装備されたクローズドプリーザーシステムを維持した範囲で、エアファンネルの改造が認められる。パタフライの交換、改造は禁止される。パタフライが複数配置されるスロットルボディにおいて、スロットルグリップと連動しないパタフライは、機械的に固定することが認められる。フュエルインジェクションマネジメント・コンピューターアッセンブリーおよび、フラッシュRAMは変更してもよい。また、サブコン等の追加による調整も可とする。（HRCカップ等については、HRCカップレギュレーションが優先される。）

第9条 フットレスト

- 1) フットレストの先端は、中空でない一体構造の最低半径8mmの球状でなければならない。
- 2) フットレストは折りたたみ式でも良いが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていないてはならない。
- 3) 折りたたみ式でないフットレストの先端には、アルミニウム合金、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低半径8mm以上）。

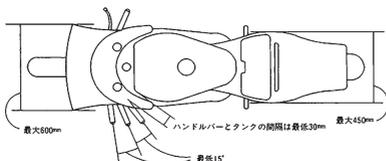
第10条 ブレーキ

- 1) すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。

第11条 ボディワーク（フェアリング・ウィンドスクリーン・フェンダー）

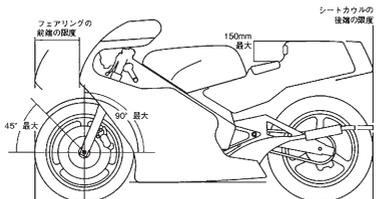
- 1) ウィンドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 2) シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mmを超えてはならない。（エキゾーストパイプは例外とする。図1参照）

図1

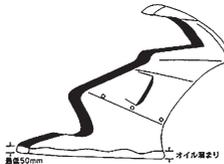


- 3) フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前には出てはならない。シートカウルの後端はリアタイヤの位置にかかわらず、リアタイヤの後端から垂直に引かれた線より後ろには出てはならない。この測定はサスペンションが伸びた状態（空車1G）で測定される（図2参照）。

図2

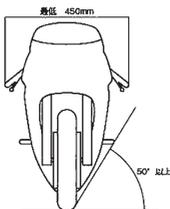


- 4) 横から見た場合、下記が見えなければならない。
 - (1) 最低180°にわたるリアホイールリム
 - (2) フェンダーまたはフォークに覆われた部分を除くフロントホイールリム全体。
 - (3) ノーマルポジションに座ったライダー。上腕を除く。
 注意：透明の材質を使用することは禁止される。
- 5) モーターサイクルのいかなる部分も、リアタイヤの位置にかかわらず、リアタイヤの後端から垂直に引かれた線より後方に突出してはならない。
- 6) フェアリングの装着されていない場合、フェンダーの装着を義務とする。フェアリングの装着されている場合は、フェンダーの装着は義務付けられない。義務に基づき、フェンダー装着した場合、フェンダーについて下記を定める。
 - (1) フロントフェンダーは、フロントホイールスピンドルを通る水平の線から上と前に45°に引かれた線を前方に超えてはならない。
 - (2) フロントフェンダーは、フロントホイールスピンドルからリアまで水平に引かれた線を下方に超えてはならない。
 - (3) フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100度に渡って覆う形状でなければならない。
 - (4) シートフェアリングの装着されている場合、フェアリングがリアタイヤの後端から垂直に引かれた線に達している場合は、リアフェンダーを装着する必要はない。(許容差-50mm)
- 7) エアfoil、スポイラーは、それらがフェアリング又はシートと一体構造になっている場合に限り、取り付ける事ができる。これらの装備の幅は、フェアリングの幅を超えてはならず、高さは、ハンドルバーの高さを超えてはならない。
- 8) ウィングを装備することは禁止される。(公認、市販時で標準装備されているものは除く。)
- 9) 燃料タンクのキャップは、フェアリングから突出した状態にならず、転倒の際に外れる事のないように取り付けねばならない。
- 10) 4ストローク車両の場合、エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクールド総量の最低半分をフェアリング下部(オイル受け)で保持できる構造になっていなくてはならない。フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。
- 11) フェアリング下部(オイル受け)の端部は、一番低いところから最低50mmの高さでなければならない。オイル溜まり



- 12) 空車1G状態のモーターサイクルは、タイヤ以外が路面に接地しない状態で、垂直線から50°以上の角度で傾斜が可能でなくてはならない。

図3



第12条 ホイール、リム、およびタイヤ

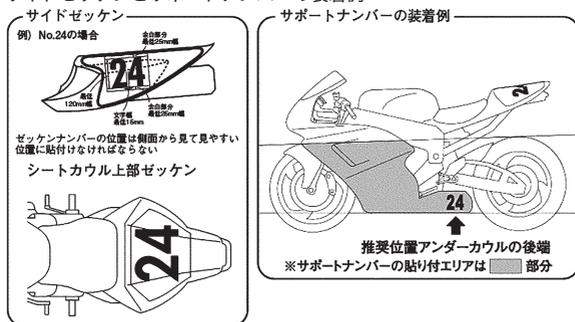
- 1) メーカーが出荷した一体構造ホイール(キャスト、モールド、リベット)または従来の着脱式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れる事を防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- 2) ホイールリムの幅は、ETRTO(ヨーロッパタイヤリム技術機構)の定める方法によりフランジウォールの内側に測定される。
- 3) ホイールリムの最低直径は400mmとする(但し、RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy各クラス、及びST150を除く。)

- 4) タイヤは、メーカーより定められた走行方向（ローテーション）以外での使用を禁止する。
- 5) タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止される。
- 6) 本章付則2、付則3に規定のない場合、タイヤは自由選択とする。ただし、自車のスピードレンジに合ったタイヤを使用すること。

第13条 ナンバープレート

- 1) ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個にナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両側に同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定しても良い
- 2) ナンバープレートは、1枚をフロントに、2枚をモーターサイクルの両側に装着する。フロントナンバーは、垂直面から後方に30度以内の角度で傾斜して固定されるのが望ましい。サイドナンバーは、外に向かって垂直に固定されていなくてはならない。
- 3) サイドナンバーを、シートフェアリング両側に2枚装着することが困難な場合、シートフェアリング上面に、数字の上部をライダーの方向に向けた状態でのナンバーを1枚のみ装着することを認める。この場合、ナンバーのサイズは、フロントのナンバーと同じサイズでなければならない。
- 4) 3) を適用する場合、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後タイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。

サイドゼッケンとサポートナンバーの装着例



- 5) ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着され、ライダーがシートに座っているいかなる場合でも、ライダーの身体でナンバープレートが隠れることのないようにしなくてはならない。
- 6) 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならぬ。
- 7) 数字の最低寸法は下記のとおりとする。（図1・図2参照）

(1) フロントナンバーおよびシートカウル上部の寸法

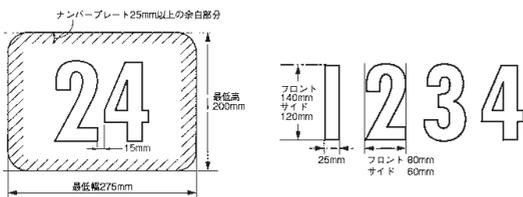
- 最低高：140mm
- 最低幅：80mm（1の場合 25mm）
- 数字の最低の太さ：25mm
- 数字間のスペース：15mm

(2) サイドナンバーおよびサポートナンバーの寸法

- 最低高：120mm
- 最低幅：60mm（1の場合 25mm）
- 数字の最低の太さ：25mm
- 数字間のスペース：15mm

図1

図2



- 8) 数字の字体は、判読が容易な単純な自体を使用すること。影付き文字などは認められない。
- 9) ナンバープレートの地色及び数字の色を一部下記のとおり指定する。

OPEN FORMULA	紺地に白文字
FORMURA-600	白地に黒文字
ACST	緑地に白文字
LCST	黒地に白文字
ST150	黄地に黒文字
SP・N-mini	青地に白文字
Exmini-80・125	赤地に白文字

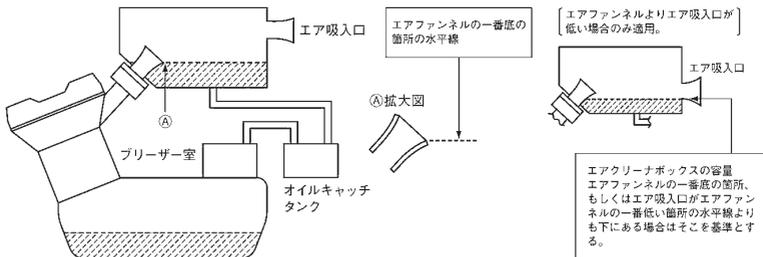
上記に該当しない場合、ナンバープレートの地色及び数字の色は指定しないが、ナンバープレートの地色は単色でなければならず、地色と数字の色は、判読の容易な色の組み合わせを使用すること。また、蛍光色と、金、銀、銅色など、金属光沢のある色は使用できない。また、HRCワンメイクレースシリーズにて規定のあるクラスは、HRCより発行されている車両規定に準じて色を指定する。

- 10) ナンバーが3桁の場合、寸法の指定はしないが、可能な限り大きめにナンバーを作成し、装着すること。
- 11) サポートナンバーの地色、文字色は自由とする。ただし、判読の容易な色の組合せを使用すること。

第14条 燃料タンクおよびオイルタンク

- 1) 燃料はマシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- 2) シートタンクおよび補助タンクは禁止される。すべての競技において、給油のため容易に脱着できる取り換えタンクを使用することは厳禁される。
- 3) 燃料タンクに防爆材又は、燃料セル袋を完全に充填することが義務づけられる。
- 4) オイルブリーザーラインを装着する場合、エアクリーナーボックスまたはオイルキャッチタンク、あるいはその両方に連結され、これに排出される構造となっていること。
- 5) すべての4ストローク車両は、クローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。すべてのブリーザーラインは、エアクリーナーボックスに接続され、これに排出される構造となっていること。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム (ブリーザーライン変更の場合)

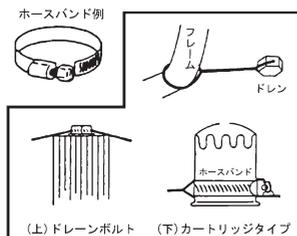


- 6) オイルキャッチタンクの最低サイズは、ギアボックス・ブリーザーの場合250ccとし、エンジン・ブリーザーの場合には500ccを推奨する。
- 7) クローズドブリーザーシステムを採用する車両は、エアクリーナーボックスで1000ccのオイル受け容量を確保できない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない (エアクリーナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される)。
- 8) エアクリーナーボックスが装着されていない場合、ブローパイプがキャブレターに吸入されるように措置を施すこと。
- 9) オイルキャッチタンクは、容易に手の届く位置に設置すること。
- 10) エアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。

第15条 オイルドレインボルトおよび供給パイプ

- 1) すべてのドレインプラグは確実に固定され、ワイヤーロックされている事が望ましい。
- 2) オイル供給パイプは、所定の位置に適切にワイヤーロックされていなければならない。
- 3) 外部のオイルフィルター・スクリュウおよびボルトでオイルキャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックしなければならない。

ワイヤーロック



第16条 燃料タンクブリーザーパイプ

- 1) ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。

第17条 燃料タンクフィルターキャップおよび、オイルフィルターキャップ

- 1) 燃料タンクフィルターキャップおよび、オイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないかつ、いかなる場合も誤って開くことの無いように、完全にロックされていなければならない。

第18条 燃料

- 1) すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない。

第19条 冷却水

- 1) 水冷エンジンの冷却水は、水（レース用として一般市販されている冷却水を含む）に限られる。ただし不凍液の成分が含まれる冷却水は使用することができない。
- 2) 水冷式の全ての車両は、冷却水オーバーフローパイプを取り付けた場合、最低容量250cc以上のキャッチタンクを設置すること。

第20条 使用できない部品

- 1) フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルの構造にチタニウム合金を使用することは禁止される。
- 2) ホイール・スピンドルの構造に、軽合金を使用することは禁止される。
- 3) オフロードタイヤ、モトクロスタイヤ、トライアルタイヤは使用できない。

第21条 灯火類、警告装置および速度計

- 1) 灯火類のレンズの処理または取り外しが義務付けられる。
- 2) メーカー出荷時に装着してある保安部品のうち、センタースタンド、サイドスタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類、荷台、その他、競技役員より取り外しの指示のあったものは、取り外しが義務付けられる。

第22条 危険防止と出走の制限

- 1) 本規則書に合致した仕様の車両であっても、危険と判断できる改造、他の走行者に迷惑を及ぼすような改造を行ってはならない。
- 2) 公式車検において、危険な改造であると判断された場合、当該車両は、その判断の根拠となった箇所が是正されない限り、一切出走できない。

第23条 その他、仕様と例外

- 1) 改造規定に合致しない機種、各クラスの車両規定に合致するも、著しく走行性能に差が生じる車両は、大会組織委員会にてクラス区分を変更又は、変更を許可する場合がある。

付則2 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 参考車両仕様

付則2-1 エキスパート 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 排気量の制限は、本規則書第2章付則3 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 特別規定、第4条に定める。

第2条 改造の限度

- 1) エンジンの型式・構造・使用部品の制限は無い。
- 2) フレームを自作もしくは、エンジンとフレームが別モデルのものである場合は、エントリー時に、カウルを外した全体写真を添付すること。

第3条 タイヤ

自由選択とする。

付則2-2 モディファイド 車両仕様

第4条 出場車両

- 1) 市販レーサーを除く、一般生産型モーターサイクルを基に、改造された車両。
- 2) 排気量の制限は、本規則書第2章付則3 SUGOロードレースシリーズ Sound Trophy 特別規定、第4条に定める。

第5条 市販状態から変更、改造が認められない箇所

- (1) フレームの基本骨格構造(但し、補強、修正およびステー類のカットは可。)
- (2) エンジンの型式
- (3) シリンダー、吸排気バルブ数
- (4) ピストンストローク
- (5) ピストン(但し、1mmオーバーサイズピストンまで使用可能。)
- (6) シリンダー、シリンダーヘッド、クランクケースおよび、ギアボックスシェル材質および構造。
(但し、ギアボックスシェルに変更を加えない範囲で、ギア段数および、変速比を変更できる。

第6条 タイヤ

- 1) 一般市販されており、通常の購入方法で購入可能な、オンロードタイヤのみ使用できる。
- 2) 雨天時のみ、レーシングレインタイヤの使用を認める。

付則2-3 ST150 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 4ストローク単気筒で、排気量120ccを超え、160cc未満の車両。
- 2) モトクロスベース車両を除く、一般生産型モーターサイクル。

第2条 市販状態から変更、改造が認められる箇所

- (1) スパークプラグ(但し、シリンダーヘッドに無改造、ブラケット等を使用せずに装着出来ること。)
- (2) フェアリング、シートフェアリングおよび、ステー
- (3) フロントフェンダー及び、リアフェンダー
- (4) ハンドル
- (5) ステアリングダンパーの装着
- (6) スタビライザーの装着
- (7) ステップペダル、ホルダーおよび、シフトリンク
- (8) ブレーキホース、ブレーキディスク、パッドおよび、シュー
- (9) ブレーキ、クラッチレバーおよび、レバーホルダー
- (10) スプロケット、チェーンの変更(チェーンサイズを含む。)
- (11) マフラー(但し、有効なサイレンサーを装着すること。)
- (12) キャブレターのジェット類、ニードルおよび、スロットルバルブ
- (13) インジェクションコントローラー、サブコンなどの装着
- (14) CDI(回転リミッターなどの付加装置も可)

第4章 SUGO ロードレースシリーズ 技術仕様

- (15) フロントサスペンションのサスペンションオイル量、オイル種類、フロントフォークスプリング
- (16) リアサスペンションの変更、改造
- (17) スイングアームへの、レーシングスタンドフックの装着
- (18) クイックシフターの追加

第3条 市販状態から変更、改造が認められない箇所

- (1) エアクリーナーボックスの変更、撤去、改造
- (2) 過給機の使用(ラム圧含む。)
- (3) その他、本則第2条に規定の無い事項は、本則第5条に規定される場合を除き、改造は認められない。

第4条 タイヤ

- 1) 一般市販されており、通常の購入方法で購入可能な、オンロードタイヤのみ使用できる。(一般公道で使用できないタイヤ、競技専用タイヤも含む。但し、スリックタイヤは使用できない。)
- 2) 雨天時のみ、レーシングレインタイヤの使用を認める。
- 3) 12インチタイヤは、安全上、4) に定める競技専用タイヤ(レインタイヤ含む)の使用を義務付ける。
- 4) 3) にて義務付ける競技専用タイヤを以下の通り指定する。
 - ① 指定タイヤ
 - ダンロップ : KR337 (F:100/485-12 R:120/500-12)
 - ダンロップ : KR337PRO (F:100/485-12 R:120/500-12,130/490-12)
 - ブリヂストン : RACING MINI S01 (F:100/485-12)
 - ブリヂストン : RACING MINI S02 (R:120/500-12)
 - ② 指定レインタイヤ
 - ダンロップ : KR345 (F:100/485-12 R:120/500-12,130/490-12)
 - ブリヂストン : BATTLAX BT-601SS Wet (F:100/90-12)
 - ブリヂストン : BATTLAX BT-601SS Wet (R:120/80-12)
- 5) ホイールサイズに適合したサイズのタイヤを装着すること。

第5条 パーツの互換性と流用範囲

- (1) 本則第3条に関わる項目を除いて、同一メーカー、同等車種間で、無加工・ボルトオンで装着出来る量産品に限って、パーツの互換性・流用を認める。

付則3 SUGOロードレースシリーズ RIDING SPORT CUP Open MINI Trophy 参考車両仕様

第1条 吸気方式と制限事項

- 1) 吸気方式は、市販時の状態を維持すること。
- 2) キャブレター本体のアフターパーツの使用は認めるが、キャブレター本体のベンチュリー口径を、2ストロークは18φ相当、4ストロークは22φ相当までと制限する。この制限に合致しない車両がこの制限を満たそうとする場合は、金属製の板状で、厚さ3mm程度の物を挟み込む方法、又は、リストラクター・スリーブを使用する方法とし、ベンチュリー部の加工は禁止する。

第2条 推奨事項

- 1) ハンドルの脱落防止・ブレーキレバープロテクションの装着を推奨する。

第3条 タイヤ

- 1) 一般市販されており、通常の購入方法で購入可能な、オンロードタイヤのみ使用できる。(一般公道で使用できないタイヤ、競技専用タイヤも含む。但し、スリックタイヤは使用できない。)
- 2) 雨天時のみ、レーシングレインタイヤの使用を認める。
- 3) 12インチタイヤは、安全上、4) に定める競技専用タイヤ(レインタイヤ含む。)の使用を義務付ける。
- 4) 3) にて義務付ける競技専用タイヤを以下の通り指定する。
 - ① 指定タイヤ
ダンロップ : KR337 (F:100/485-12 R:120/500-12)
ダンロップ : KR337PRO (F:100/485-12 R:120/500-12,130/490-12)
ブリヂストン : RACING MINI S01 (F:100/485-12)
ブリヂストン : RACING MINI S02 (R:120/500-12)
 - ② 指定レインタイヤ
ダンロップ : KR345 (F:100/485-12 R:120/500-12,130/490-12)
ブリヂストン : BATTLAX BT-601SS Wet (F:100/90-12)
ブリヂストン : BATTLAX BT-601SS Wet (R:120/80-12)
※メーカーより新製品の発表があった場合は随時追加される。

付則3-1 SPクラス 車両仕様

第1条 出場車両

- 2ストローク50cc未満・4ストローク100cc未満の車両。

第2条 市販状態から変更、改造が認められる箇所

1) エンジン

- (1) スパークプラグ(但し、シリンダーヘッドに無改造、ブラケット等を使用せずに装着出来ること。)
- (2) プラグキャップ
- (3) エアクリーナーエレメントの取り外し
- (4) エアクリーナーボックスの変更、撤去、改造
- (5) エアファンネルの装着(但し、キャブレター本体を加工することなく装着できること。)
- (6) インテークチャンバーの撤去と撤去後の処理
- (7) オイルポンプの撤去
- (8) キャブレターのジェット類、ニードルおよび、スロットルバルブ
- (9) キックペダルおよびシャフト、ギヤの撤去
- (10) CDI の変更、改造、リミッターカットの装着
- (11) ラジエターリザーバータンクの変更
- (12) ジェネレータの撤去
- (13) マフラーおよび、チャンパー(但し、有効なサイレンサーを装着し、サイレンサーは、ステーを用いてフレームに固定すること。)
- (14) クラッチスプリング、クラッチディスクおよび、クラッチボス
- (15) (14) の変更、改造に伴うクラッチプレートとフリクションディスクの枚数変更(但し、枚数は市販状態未満になってはならない。)

2) 車体、フレーム、サスペンション

- (1) フロントフェンダー及び、リアフェンダー
- (2) ステアリングダンパーの装着

- (3) スタビライザーの装着
- (4) ブレーキホース、パッドおよび、シュー
- (5) ステップペダル、ホルダーおよび、シフトリンク
- (6) メーターおよび、メーター駆動用のワイヤー、ギヤの撤去
- (7) 車両の性能に直接影響を与えない計器類の増設（水温計など。但し、確実に取り付けがされていること。）
- (8) ブレーキ、クラッチレバーおよび、レバーホルダー
- (9) クラッチワイヤー
- (10) ハイスピードスロットルの装着
- (11) スプロケット、チェーンの変更（チェーンサイズを含む。）
- (12) バッテリー、ワイヤーハーネスの変更、改造
- (13) トップブリッチ
- (14) ハンドルバー
- (15) ステムベアリング
- (16) フロントサスペンションのイニシャルアジャスターの装着、インナーパーツの変更、改造、ダストシールの撤去
- (17) リアサスペンション
- (18) ホイールカラー
- (19) 給油口の変更、改造
- (20) フュエルコックの変更、改造

第3条 市販状態から変更、改造が認められない箇所

1) エンジン

- (1) シリンダー
- (2) ピストンおよび、ピストンリング
- (3) ピストンピンおよび、スナップリング
- (4) イグニッションコイルおよび、プラグコード
- (5) リードバルブおよび、リードマニホルド
- (6) クラッチプレートおよび、フリクションディスク
- (7) クランクケースカバー
- (8) シリンダーヘッド
- (9) カムシャフト

2) 車体、フレーム、サスペンション

- (1) フレーム本体（但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、フレーム全体の強度に影響しない、ハンガーなどを最小限の溶接で補修する行為は認める。）
- (2) スイングアーム
- (3) ホイールアッセンブリー
- (4) ガソリンタンク本体
- (5) アルミ、チタン製のボルト、ナットの使用（但し、ブレーキのパンジョー、パンジョーボルト、クラッチケースカバーボルトは除く。）
- (6) 過給機の使用（ラム圧含む。但し、MINI BIKE 耐久は除く。）

3) 解釈

本条に記載のない項目について、一切の変更、改造は不可とする。

第4条 パーツの互換性

- 1) 本則第3条に関わる項目を除いて、無加工で装着出来る量産品に限って、パーツの互換性を認める。
- 2) 本則第3条-2) - (3) について、同一モデルでの、新旧間での純正ホイール流用は除く。
- 3) NS50R（型式：S50R）と、NS50F（型式：AC08）の、部品の互換性を認める。但し、以下の（1）（2）を順守すること。
 - (1) NS50R のシリンダーを使用する際は、シリンダーヘッド、シリンダーヘッドガスケットは、NS50R用を使用する事。
 - (2) NS50F のシリンダーを使用する際は、シリンダーヘッド、シリンダーヘッドガスケットは、NS50F用を使用する事。

付則3-2 NSF100 HRCトロフィー 車両仕様

第1条 出場車両
NSF100

第2条 車両規則
HRCより発行される、NSF100 HRCトロフィー車両規定に準ずる。
<https://www.honda.co.jp/HRC/event/nsf100hrctrophy/>

付則3-3 HRC GROM Cup 車両仕様

第1条 出場車両
HRC GROM

第2条 車両規則
HRCより発行される、HRC GROM Cup車両規定に準ずる。
<https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/>

付則3-4 N-miniクラス 車両仕様

第1条 出場車両

4ストローク単気筒125cc未満もしくは、2ストローク単気筒80cc未満、ノーマルチャンパーで、ホイールサイズ18インチ以下の、市販レーサーまたは一般生産型モーターサイクル。

第2条 市販状態から変更、改造が認められる箇所

1) エンジン

- (1) スパークプラグ（但し、シリンダーヘッドに無改造、ブラケット等を使用せずに装着出来ること。）
- (2) プラグキャップ
- (3) エアクリーターエレメントの取り外し
- (4) エアクリーターボックスの変更、撤去、改造
- (5) エアファンネルの装着（但し、キャブレター本体を加工することなく装着できること。）
- (6) インテークチャンパーの撤去と撤去後の処理
- (7) オイルポンプの撤去
- (8) キャブレターのジェット類、ニードルおよび、スロットルバルブ
- (9) キックペダルおよびシャフト、ギヤの撤去
- (10) CDIの変更、改造、リミッターカットの装着
- (11) ラジエターリザーバータンクの変更
- (12) ジェネレータの撤去
- (13) 4ストローク車両のマフラー（但し、有効なサイレンサーを装着し、サイレンサーは、ステーを用いてフレームに固定すること。）
- (14) クラッチスプリング、クラッチディスクおよび、クラッチボス
- (15) (14)の変更、改造に伴うクラッチプレートとフリクションディスクの枚数変更（但し、枚数は市販状態未満になってはならない。）

2) 車体、フレーム、サスペンション

- (1) フロントフェンダー及び、リアフェンダー
- (2) ステアリングダンパーの装着
- (3) スタビライザーの装着
- (4) ブレーキホース、パッドおよび、シュー
- (5) ステップペダル、ホルダーおよび、シフトリンク
- (6) メーターおよび、メーター駆動用のワイヤー、ギヤの撤去
- (7) 車両の性能に直接影響を与えない計器類の増設（水温計など。但し、確実に取り付けがされていること。）
- (8) ブレーキ、クラッチレバーおよび、レバーホルダー
- (9) クラッチワイヤー
- (10) ハイスピードスロットルの装着
- (11) スプロケット、チェーンの変更（チェーンサイズを含む。）

- (12) バッテリー、ワイヤーハーネスの変更、改造
- (13) トップブリッチ
- (14) ハンドルバー
- (15) ステムベアリング
- (16) フロントサスペンションのイニシャルアジャスターの装着、インナーパーツの変更、改造、ダストシールの撤去
- (17) リアサスペンション
- (18) ホイールおよび、ホイールサイズ
- (19) ホイールカラー
- (20) 給油口の変更、改造
- (21) フュエルコックの変更、改造
- (22) ブレーキマスターシリンダーの変更

第3条 市販状態から変更、改造が認められない箇所

1) エンジン

- (1) シリンダー
- (2) ピストンおよび、ピストンリング
- (3) ピストンピンおよび、スナップリング
- (4) イグニッションコイルおよび、プラグコード
- (5) リードバルブおよび、リードマニホールド
- (6) クラッチプレートおよび、フリクションディスク
- (7) クランクケースカバー

2) 車体、フレーム、サスペンション

- (1) フレーム本体（但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、フレーム全体の強度に影響しない、ハンガーなどを最小限の溶接で補修する行為は認める。）
- (2) スイングアーム
- (3) ガソリントank本体
- (4) アルミ、チタン製のボルト、ナットの使用（但し、ブレーキのバンジョー、バンジョーボルト、クラッチケースカバーボルトは除く。）
- (5) 過給機の使用（ラム圧含む。但し、MINI BIKE 耐久は除く。）

3) 解釈

本条に記載のない項目について、一切の変更、改造は不可とする。

第4条 パーツの互換性

- 1) 本則第3条に関わる項目を除いて、無加工で装着出来る量産品に限って、パーツの互換性を認める。

付則3-5 EXminiクラス車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 2ストローク85cc未満、4ストローク125cc未満の車両。

第2条 改造の限度

- 1) エンジンの型式・構造・使用部品の制限は無い。
- 2) 排気量の制限は、クラス毎に、2ストローク85ccまで、4ストローク125ccまでとする。
- 3) フレームを自作もしくは、エンジンとフレームが別モデルのものである場合は、エントリー時に、カウルを外した全体写真を添付すること。
- 4) エキゾーストパイプは、一部メーカーから市販の側後方排気マフラーで、車体のシルエットより突出せずに取り付け可能なもの、かつ危険性のないものの使用を認める。

第5章 全日本ロードレース選手権シリーズ

2025 全日本ロードレース選手権シリーズ第2戦 スーパーバイクレース in SUGO
MFJカップ JP250選手権第1戦

第1条 競技会名称・公認

- 1) 名称
MFJ全日本選手権シリーズ第2戦 スーパーバイクレース in SUGO
- 2) 公認
FIM、MFJ公認;国際格式競技会

第2条 主催者

- 株式会社 菅生
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
TEL: 0224-83-3111 FAX: 0224-83-3790
一般財団法人日本モーターサイクルススポーツ協会 (MFJ)
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6築地スクエアビル6F
TEL: 03-5565-0090 FAX: 03-5565-0907

第3条 開催場所

- スポーツランド SUGOインターナショナルレーシングコース (全長3,621.1m;右回り)
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
TEL: 0224-83-3111 FAX: 0224-83-3790

第4条 大会組織委員会・大会審査委員会・競技役員
公式プログラムに示す。

第5条 参加資格

- 国際ライセンス所持者フリーエントリー

第6条 開催日程・種目

- 1) 開催日
2025年5月24日(土) 予選; 25日(日) 決勝
詳細スケジュールは、公式通知に示す。
MFJカップ JP250選手権は、土曜日予選;決勝
- 2) 開催種目
JSB1000/ST1000/ST600/J-GP 3
併催; MFJカップ JP250選手権

第7条 参加申し込み期間および、申し込み先

- 1) 申し込み期間
4月15日(火)～4月24日(木)
- 2) 申し込み先
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 SUGOスポーツクラブ全日本RR係宛
TEL: 0224-83-3127 FAX: 0224-83-3697

第8条 大会出場料(スポットエントリー)

- 1) JSB1000クラス(2レース)
68,200円(税込)
- 2) ST1000/J-GP3(1レース)
40,700円(税込)
- 3) ST600(2レース)
57,200円(税込)
- 4) J-GP3特別参加枠
20,350円(税込)
- 5) MFJカップ JP250選手権
24,200円(税込)

第5章 全日本ロードレース選手権シリーズ

第9条 選手受付

- 1) 選手受付(書類検査)は、パドック内コントロールタワー大会事務局にて行う。詳細な受付時間と場所は公式通知に示す。
- 2) 選手受付時に持参が必要な書類を定める。
 - (1) 参加受理書
 - (2) MFJライセンス(加えて、年間エントリーの者は、エントラントライセンス)
 - (3) 車両仕様書(スポット参戦ライダー)
 - (4) トランスポンダー誓約書
 - (5) 賞金振り込み先記入用紙(スポット参戦ライダー)
 - (6) メディカルパスポート
- 3) ピットクルーを変更する場合、1名につき変更料1,000円が必要になる。

第10条 参加車両

MFJ国内競技規則に合致していること。

第11条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 1) すべての参加者は、主催者が用意した自動計測装置を車検時まで装着し、公式予選、決勝レースを通して装着しなければならない。
- 2) 自動計測装置は、選手受付時に配布する。返却は、各レース終了後1時間以内とする。

第12条 燃料規定

- 1) 燃料は、2025MFJ国内競技規則第3章18及び、付則4、付則7、付則8、付則9、付則10、付則11に基づき、施設内指定ガソリンの購入証明書を必要とする。
- 2) ガソリン購入証明書の提出期限は、公式車検終了時まで提出すること。やむを得ず終了時まで提出できない場合は、予選開始時刻までに車検員に提出しなければならない。
- 3) 燃料を供給できる時間(ガソリンスタンドの営業時間)は、公式通知に示す。
- 4) 燃料は、消防法に合致したガソリン携行缶を用いて購入、保管する事。
- 5) 燃料価格は、相場により随時変動する。
- 6) 施設内給油所にて発行される指定ガソリン購入証明書は、購入日より4日間有効とする。
- 7) 供給する燃料の性状表を下表に示す。

スポーツランド SUGO 指定供給ガソリン

性状表	名称	ENEOS ヴィーゴガソリン
	鉛含有料	0.001 (-) g/L (オレンジ)
	オクタン価	99.5 (RON)
	密度	0.7170 (15°C、g/ml)

第13条 車両検査

- 1) 年間エントリーのライダー(テクニカルパスポートを有するライダー)は、公式車検簡素化を適用する。割当ピット内にある車両については、訪問車検を行う。それ以外の車検簡素化適用エントラントは、使用している場所の所在場所を申し出ること。その後、車検員が訪問車検を行う。
- 2) スポット参戦のライダー(テクニカルパスポートを持っていないライダー)は、車検場にて車検を行いますので、必要物を持参する事。
- 3) 入賞車両保管解除後の車両引き渡しは、入賞したライダー本人のMFJライセンスを確認の上、引き渡しを行う。

第14条 公式予選

- 1) JSB1000クラス
予選方式は、計時予選方式とする。他詳細は、別途SUGOホームページ・MFJホームページにおいて公示する。
- 2) 他クラス
予選方式は、計時予選方式とする。
 - (1) 公式予選義務周回数は定めない。
 - (2) 公式予選の同時出走台数は48台以内とする。但し、エントリー状況による。
- 3) ウェイティングについて
ウェイティングの嘆願書提出は、公式予選結果発表後、30分以内にウェイティングライダー申請用紙を大会事務局に提出しなければならない。30分以内に、出走予定の他のライダーからリタイヤの届がない場合は、出走することはできない。
予選通過者で出走できないライダーは、リタイヤ届を提出しなければならない。

4) 予選通過基準タイム

- (1) JSB1000クラスは、上位3チームのトップタイムの平均値の、107%以内とする。
- (2) その他クラスは、トップタイムの108%とする。
- (3) 基準に達さず、決勝進出の資格が得られなかった場合でも、決勝グリッドに空きのある場合、出走を認める場合がある。出走の可否は、審査委員会によって決定され、正式グリッド表にて発表される。

第15条 ライダースプリーフィング

決勝進出ライダーは、必ず予選終了後のライダースプリーフィングに出席すること。欠席・遅刻者には罰則（罰金）が与えられる場合がある。やむなく欠席する場合は、チーム責任者が事前に事務局へ書面にて申請し、競技監督の許可を得なければならない。

第16条 決勝レース

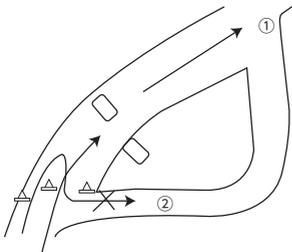
- 1) 決勝レース出走台数は40台とする。
- 2) スターティンググリッドは、横並びの列で3台ずつ整列する。
- 3) 決勝レーススタート進行は、国内競技規則付則4-17に準ずる。
- 4) JSB1000クラスの決勝レース出場台数は40台とする。
- 5) スタート方式は、クラッチスタートとする。
- 6) 決勝レース中にピットボックス内へマシンを移動した場合、リタイアとみなす。

第17条 ピットレーン・ピットアウトおよび、ピットレーン走行

- 1) ピットレーン出口のシグナルランプについて、全ての走行時、「赤」が点灯している時は、コースインしてはならず、「緑」が点灯していればコースインすることができる。無灯の場合は、「緑」と同様に扱う。
- 2) コースインは、走行車両との合流に対して最大限注意を払い、各自の責任において行うこと。
- 3) ピット走行レーンは、ピットアウトの為に走行する車両・ライダーよりも、ピットインの為に走行する車両・ライダーを優先とする。
- 4) スピード計測は、光電管方式の測定器および移動式のスピードガンにて行う。
- 5) セッション中、グリッド、ピットレーン、プラットフォーム、への当該クラス以外のピットクルーの立ち入りは出来ない。
- 6) ピットクルーは、かかとの保持されていない履物の使用を禁止する。かかとの保持されているものであっても、ピンヒールなど、オフィシャルが危険と判断したものは不可とする。是正の指示に従わない場合は、当該ピットクルーの所属するチームのライダーに罰則が科される。
- 7) 合流時、ピットアウトしてコースに合流、復帰しようとする車両・ライダーよりも、コース上を走行している車両・ライダーを優先とする。合流、復帰する車両・ライダーは、3コーナーアウト側の合流レーンより、前後方の安全を十分に確認し、コースを走行している車両の妨げにならないようにする事。
- 8) ピットレーンを走行する場合は、ピット走行レーンを走行するものとする。補助レーン、作業レーンの横断は最小限に留める事。
- 9) スタート練習は、チェッカーを受けた後、バックストレッチの、8番ポスト向かい側、右側ラインのみとする。但し、スタート練習を行う際は、後続車や周囲に十分に注意し、各自の責任にて行うこと。

第18条 走行中の注意事項

- 1) シケインカットを（やむを得ず）する場合、本線合流前に一旦停止し、オフィシャルの指示に従い、コース復帰すること。（下図①）
- 2) シケインカット後の逆走については、ペナルティーの対象となる。（下図②）



第5章 全日本ロードレース選手権シリーズ

- 3) コースをショートカットした事により、当該ライダーに有利の場合は、下記を適用する。
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：ストップ&ゴー・ペナルティー
- 4) オイルをコースに撒いたライダーおよびエントラントに対して罰則（罰金・ボランティア等）を科す場合がある。

第19条 リザルト記載のチーム名変更

正式受理後のリザルト記載チーム名変更については、変更手数料（2,000円）が必要。

第20条 賞典

- 1) 暫定表彰式は、1位から3位まで行う。
- 2) 賞金については、規定により支払われる。正賞として1～6位にカップを授与する。賞金には、源泉税が差し引かれる。入賞者は正式結果発表後大会事務局にて本人のMFJライセンスを提示し、賞典と引き換える事。賞金は銀行振込となる。

第21条 医療施設の利用義務

- 1) 負傷したライダーは、SUGO救護室での診断を受け、事故報告書の記入をすることを義務とする。
- 2) 事故報告書の記入の無い場合は、スポーツ安全保険の適用から除外される。
- 3) スポーツランド SUGOの応需病院について
医療法人 浄仁会 大泉記念病院
宮城県白石市福岡深谷字一本松5-1
TEL：0224-22-2111

第22条 その他

本規則に記載のない事項は、国際スポーツ憲章、FIM競技規則および、MFJ国内競技規則に準ずるものとする。

第23条 本規則の施行

本規則は、2025全日本ロードレース選手権シリーズ第2戦 スーパーバイクレース in SUGOに適用されるもので、参加申し込み受け付け開始と同時に有効になる。

第6章 SUGO ロードレース選手権シリーズのエントリー

1) オンラインエントリー

- (1) スポーツランド SUGO ホームページ内、各レースのページのエントリーページより、レースエントリーフォームへ進む。
- (2) 参加希望のレース（イベント）ページへ進む。
- (3) エントリーフォームに従い、必要事項を入力する。
- (4) エントリーフォームで選択した支払い方法で決済を行う。
- (5) 決済完了時点で、申し込み手続きが完了します。
- (6) エントリー期間終了後、受理書と必要物が送信されます。

2) オンライン外エントリー

インターネット環境の利用できない方は、次の方法を利用してください。

- (1) エントリー用紙に必要事項を記入の上、
 - ① エントリー料を添え、現金書留にて、末尾の宛先へ送る。
 - ② 窓口へ直接持ち込む。
 - ③ エントリー用紙を FAX で送信し、現金を郵便振替で入金する。※必要箇所への署名、捺印を忘れないでください。

- (2) エントリー期間終了後、受理書と必要物が送信されます。

3) 年間エントリー

- (1) SUGO ロードレースシリーズ Rd.1 のエントリー期間中に受け付けます。
- (2) エントリーは、同一クラスを1年間分まとめてエントリーするものとします。料金は、4戦分をまとめて入金するものとします。
- (3) エントリー出来るライダーは、SSCM 会員に限定します。
- (4) 年間エントリー特典
 - ① 年間開催レース数×1枚のスポーツ走行券を進呈
 - ② 当該レース期間中のビットガレージの年間固定、優先予約使用権の付与
 - ③ 年間固定ゼッケンの申請（但し、希望に添えない場合があります。）
 - ④ 各大会5枚の応援団入場バス進呈（6,500円相当）

4) お願い・ご注意

- (1) 可能な範囲で WEB エントリーのご利用をお願いします。
- (2) エントリー期日をお守り頂くをお願いします。
- (3) 年間エントリーの後、エントリー内容に変更が生じる場合は、各大会のエントリー期間中に、大会事務局へ申請してください。
- (4) 一旦エントリーしたエントリー料金は、主催者が大会を中止した場合、その他特別の事情のある場合を除いて、返還いたしません。

5) 問い合わせ先・宛先

(1) 問い合わせ先

スポーツランド SUGO ロードレース事務局
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 インターナショナルレーシングコース
TEL : 0224-83-3127
FAX : 0224-83-3697
MAIL : msone@sportsland-sugo.jp
WEB : <http://sportsland-sugo.co.jp/>

(2) 宛先

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 SUGO スポーツクラブ
(レース・イベント名) エントリー係
TEL : 0224-83-3127
FAX : 0224-83-3697

(3) 郵便振替指定口座

- ① 郵便振替で入金の場合
記号番号：02280-3-455 加入者名：SUGO スポーツクラブ
- ② 銀行口座から入金の場合（①と同じ振込先です。）

ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ
—東北ロードミニ選手権— 開催予定一覧

Rd	第1戦	第2戦	第3戦	第4戦 (3時間耐久併催)
日程	5月11日(日)	6月8日(日)	9月14日(日)	11月16日(日)
出場申込期間	4月6日(日) ～5月4日(日)	5月4日(日) ～6月1日(日)	8月10日(日) ～9月7日(日)	10月12日(日) ～11月9日(日)

クラス名	車両	開催日程				周回数	料金
		第1戦	第2戦	第3戦	第4戦		
MINIBIKE CLASS							
SP	2st 単気筒 50cc未満 4st 単気筒 100cc未満	○	○	○		15※1	SSCM 2C会員以上 10,000円(税込)
IMPORT MINI	4st 単気筒 125cc未満	○	○	○			
HRC GROM CUP アドバンス	HRC GROM		○	○	○	15※2	
HRC GROM CUP ルーキー	HRC GROM		○	○	○		
NSF100 HRCトロフィー	NSF100 HRCトロフィー		○	○	○	15	
ROAD RACE CLASS							
RD	4st 140cc～400cc 2st 125cc～250cc	○	○	○		15※3	SSCM 非会員 12,000円(税込) ダブルエントリー 総額から3,000円割引
RD ルーキー	気筒数制限無し	○	○	○			
MOTARD CLASS							
M1	4st 290cc～ 2st 175cc～	○	○	○		15※1	
M2	4st 175cc～250cc 2st 100cc～125cc	○	○	○			

混 走：参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを下記区分で混走にて運営する場合があります。

- ※1：SP/IMPORT MINI は、混走にて開催する。
- ※2：HRC GROM CUP アドバンス / ルーキー は、混走にて開催する。
- ※3：RD/RD ルーキーは、混走にて開催する。
- ※4：M1/M2は、混走にて開催する。

ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース 開催予定一覧

レース名	2025 ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース
日程	11月16日(日)
出場申込期間	10月12日(日)～11月9日(日)

クラス名	車両	料金
ST150	4st 単気筒 120cc～160cc	2名組：16,000円 3名組：22,500円 4名組：29,000円
SP	2st 単気筒 50cc未満 / 4st 単気筒 100cc未満	
OPEN-MINI	2st 単気筒 85cc未満 / 4st 単気筒 125cc未満	
IMPORT MINI	4st 単気筒 125cc未満	
HRC GROM Cup	HRC GROM	

ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ —東北ロードミニ選手権—

競技会の名称

- ・2025 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ —東北ロードミニ選手権—
- ・2025 ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

特別規則書

第7章 SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ 競技規則

第1条 主催者

SUGO スポーツクラブ (SSC)
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1
TEL : 0224-83-3127 FAX : 0224-83-3697

第2条 開催場所

スポーツランド SUGO 国際西コース (984.0m)

第3条 後援

RIDING SPORT

第4条 開催日程・出場申し込み期間

本規則書P.46に、開催予定一覧として掲載する。

第5条 開催種目・周回数

本規則書P.46に、開催予定一覧として掲載する。

第6条 大会役員

大会役員は公式通知に示す。

第7条 参加資格

大会参加者（ライダーのみならず、ピットクルー、補助員などで参加する者も含む）は、サーキット走行・レース参加における危険性や、事故の際の補償の限度について、また、本特別規則書の内容について、十分に理解をした上で大会に参加すること。

大会参加者は、家族（既婚者はその配偶者、未婚者は親権者または親族）の了承のもと、参加すること。大会参加者は、大会期間中、期間外に関わらず、法令、社会通念や、公序良俗に反すること無く、施設利用時のマナーを守り、他者の迷惑にならぬよう行動すること。

1) ライダー

- (1) レース当日に有効な、ライディングスポーツメンバーズ（以下、RSM）に加入している者。
- (2) ライダーは当該大会参加受付時に、当該ライセンスを提示しなければならない。提示できない者は当該大会の参加資格を失う。
- (3) 未成年（満18歳未満の者）は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を、レース当日までに提出すること。
- (4) 未成年（満18歳未満の者）は、レース当日の保護者もしくは、保護者に承諾を得たチーム監督、ピットクルー等の同伴を必要とする。

2) ピットクルー

- (1) レース当日に有効な、RSMに加入している者であることが望ましい。
- (2) ピットクルーは、ライダー1名（耐久レースの場合は、1チーム）につき、最低1名、4名まで認められる。
- (3) RSM未加入の者で、ライダーの補助などのために同伴をする者は、ピットクルーとしての登録は出来るが、ピットレーン・サインエリア・グリッドに入ることは出来ない。

第8条 出場申し込み

1) 申し込み方法

- ① ホームページ上、エントリーページからのオンラインエントリー。
- ② エントリー用紙を記入し、郵便振替にて出場料を支払い、エントリー用紙に支払い明細書を添付の

第7章 SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ 競技規則

上、郵便にてエントリー用紙を指定の宛先へ送信する。

- ③ エントリー用紙を記入し、現金で出場料を添付の上、現金書留にて指定の宛先へ送信する。
- ④ エントリー用紙を記入、SUGO西コース事務局窓口へ持参し、出場料を支払いの上、提出する。

第9条 出場料

- 1) SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ 一東北ロードミニ選手権一の出場料は以下とする。
 - (1) SSCM 2C会員以上の場合 : 10,000円(税込み)
 - (2) SSCM 非会員の場合 : 12,000円(税込み)
- 2) ダブルエントリーの場合、エントリー代の総額から3,000円を割引する。3種目以上にエントリーする場合も同様とする。
- 3) SUGO MINIBIKE 3時間耐久レースの出場料は、別途特別規定に定める。

第10条 受付の制限

各大会の運営若しくは、タイムスケジュールの都合上、参加受付を制限する場合がある。
(本条が適用される場合、優先順位は出場申し込みの早かった者を優先とする。)

第11条 参加の受理

- 1) 出場申し込み者に対して、締切後、大会事務局から参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) いったん受理された出場料は下記3) の場合を除き、返却されない。公式予選を通過しなかった者も同様とする。
- 3) 大会が取りやめになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料が返却される。
(本項が適用される場合、事務手数料として2,000円が差し引かれる。なお、申込者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない。)

第12条 クレデンシャルカード

- 1) 出場申し込みが受理された参加者には、登録されたライダー、ピットクルー等のクレデンシャルカードが主催者より送付される。
- 2) 各エントラントは、クレデンシャルカードを容易に目視確認の出来る位置に装着し、係員より提示の指示があった場合は、必ず提示しなければならない。(提示出来ない者は施設への入退場や、各競技会への参加を認めない。)
- 3) クレデンシャルカードの不正を行った場合、不正を行った者の所属、関係にあるライダーに罰則が課せられる。
- 4) クレデンシャルカードの再発行を希望する場合、理由に関わらず、再発行料は5,000円とする。

第13条 出場受付

- 1) 出場受付の時間及び場所は、公式通知に示す。
- 2) 定められた時間内に、必ず本人又は参加者が、本条4) に記載の必要物を提示、提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 3) 出場資格の確認の出来ない者は、競技会への出場を認められない。
- 4) 出場受付の必要物は、下記とする。
 - ① 参加受理書
 - ② RSMライセンス
 - ③ 車両仕様書
 - ④ 大会参加誓約書及び自動計測用発信機借用誓約書・親権者誓約書(未成年)
 - ⑤ エントラントプロフィール(任意)※ 必要物は、主催者の指定によって追加、免除される場合がある。

第14条 ライダーの変更

登録されたライダーの変更は認めない。

第15条 出場車両並びにマーキング部品の変更

原則として、参加受理後の車両変更は認めない。但し、車両の破損など、止むを得ない事情があると認められた場合のみ、選手受付時に行う。希望する者は、申請書を大会事務局に提出すること。

第16条 参加者の順守事項

大会参加者は、大会期間中、期間外に関わらず、法令、社会通念や、公序良俗に反すること無く、施設利用時のマナーを守り、他者の迷惑にならぬよう行動すること。また、特に次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 特別競技規則、競技管理上のあらゆる規定および、競技役員の指示に従うこと。
- 2) 飲酒運転をしないこと。

- 3) ピットロード、パドックで火気を使用しないこと。
- 4) 喫煙は、所定の場所で行うこと。
- 5) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や言動は厳に慎むこと。
- 6) 走行中は、他のライダーの走行を妨害するような走り方をしないこと。

第17条 ライダーの装備

各クラス出場ライダーに必要な装備を下記に定める。それぞれの装備は、必要に応じて、車検時や、車検以外の随時確認がなされ、規則に適合しないもの、破損しているもの、破損の懸念があり期待した防護効果を満たさないとみられるものについては、使用する事ができない。

1) ロード・ミニバイククラス

(1) ヘルメット

- ① PSCマークの貼り付けのある物で、SNELL・ECE・JISのうちいずれかの規格を取得している、オンロード用フルフェイスタイプのヘルメットを使用すること。

(2) レーシングスーツ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシングスーツとして販売・提供されている製品を使用すること。
- ② レーシングスーツは、ワンピース構造、ツーピース構造の何れでも構わない。
- ③ レーシングスーツ「左胸前部内側」または「胸部前部下前立て」に、氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

(3) グローブ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシンググローブとして販売・提供されている製品を使用すること。
- ② 最低50mmにわたり、レーシングスーツの袖口と重なり合う長さがなければならない。

(4) ブーツ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材、硬質の樹脂等で形成されたものでなければならない。
- ② 最低70mmにわたり、レーシングスーツの足首部までを覆う長さがなければならない。

(5) 脊柱プロテクション

- ① 脊柱プロテクションの装着を義務付ける。
- ② 脊柱プロテクションは、モーターサイクル用で、衝撃緩衝効果のある素材であることが望ましい。

(6) チェストガード

- ① チェストガードの装着を強く推奨する。

(7) ヘルメットリムーバー

- ① ヘルメット本体に、緊急着用脱システムが装備されていない場合は、ヘルメットリムーバーの装着を義務付ける。

2) モタードクラス

(1) ヘルメット

- ① PSCマークの貼り付けのある物で、SNELL・ECE・JISのうちいずれかの規格を取得している、オンロード用もしくは、モトクロス用フルフェイスタイプのヘルメットを使用すること。

(2) ゴーグル

- ① ゴーグルを使用する場合、ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。
- ② ゴーグルの枠は、柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

(3) レーシングスーツ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、スーパーモト用もしくは、ロードレース用レーシングスーツとして、販売・提供されている製品を使用すること。
- ② レーシングスーツは、ワンピース構造、ツーピース構造の何れでも構わない。
- ③ レーシングスーツ「左胸前部内側」または「胸部前部下前立て」に、氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- ④ レーシングスーツの上に皮革製以外のウェアを着用することは認められるが、体にフィットしており、容易にマシン等に巻き込まれる可能性のないものでなければならない。

(4) グローブ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシンググローブとして販売・提供されている製品を使用すること。
- ② 最低50mmにわたり、レーシングスーツの袖口と重なり合う長さがなければならない。

(5) ブーツ

- ① 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材、硬質の樹脂等で形成されたものでなければならない。

- ② 最低70mmにわたり、レーシングスーツの足首部までを覆う長さがなければならない。
- (6) 脊柱プロテクション
 - ① 脊柱プロテクションの装着を強く推奨する。
 - ② 脊柱プロテクションは、モーターサイクル用で、衝撃緩衝効果のある素材であることが望ましい。
- (7) チェストガード
 - ① チェストガードの装着を強く推奨する。

第18条 トランスポンダー（自動計測装置）の取付義務

主催者が指定したトランスポンダーを使用しなければならない。公式車検時まで、出場車両にトランスポンダーを装着する事。トランスポンダー及び取付の為のホルダーは、出場受付時に配布する。競技会終了後は、速やかに返却する事。

第19条 燃料

- 1) 燃料は、施設内ガソリンスタンドにて販売する燃料を使用すること。
- 2) 燃料を供給できる時間（ガソリンスタンドの営業時間）は、公式通知に示す。
- 3) 燃料は、消防法に合致したガソリン携行缶を用いて購入、保管する事。
- 4) 燃料価格は、相場により随時変動する。
- 5) 供給する燃料の性状表を下表に示す。

第20条 車両検査（公式車検）

- 1) 車両検査の時間は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
 - 2) 車両は、ライダー本人またはメカニックが、アンダーカウルを取り外した状態で車両検査区域へ持参し、取り外したアンダーカウルも持参する事。
 - 3) ライダーは、車両仕様書を提出し、本条5)に示す装備品一式の検査を受けなければならない。
 - 4) 車両検査を受けない、或いは、車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判断された車両は、当該競技会において、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。
 - 5) ライダーが競技中に着用しなければならない装備で、車両検査において、車検委員によって点検を受ける物は次の通りである。
 - ① ヘルメット
 - ② レーシングスーツ
 - ③ グローブ
 - ④ ブーツ
- ※ 車両検査で点検を受けた物と異なる物（車両、装備）を競技に使用した場合、罰則が科せられる。（失格を含む）

第21条 プリーフィング

- 1) プリーフィングが行われる場合は、ライダー本人が必ず出席しなければならない。
- 2) プリーフィングに出席がない場合は、罰則が課される場合がある
- 3) プリーフィングの時間、開催場所は、公式通知に示す。

第22条 ビットレーンの走行・ゲート（ビットイン及びビットアウト）

- 1) ビット走行レーンは、ビットアウトの為に走行する車両・ライダーよりも、ビットインの為に走行する車両・ライダーを優先とする。
- 2) ビットレーンは徐行にて通行するものとする。
- 3) 合流時、ビットアウトしてコースに合流、復帰しようとする車両・ライダーよりも、コース上を走行している車両・ライダーを優先とする。合流、復帰する車両・ライダーは、2コーナーアウト側の合流レーンより、前後方の安全を十分に確認し、コースを走行している車両の妨げにならないようにする事。

第23条 公式予選

スプリントレース

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。予選方式は計時予選とする。
- 2) 公式予選出走台数は、最大40台とする。
- 3) 公式予選開始時は、ビット作業レーン入口で競技役員による自動計測装置の確認を受けた後、コースインしなければならない。
- 4) 公式予選終了後のコースアウトは、車検場脇よりパドックへ退出しなければならない。
- 5) 決勝レースに出場不可能となった者がいた場合は、ウェイティング（繰り上げ出場）を認める。

- 6) ウェイティングのための決勝レース出場願い書（嘆願書）の提出は、公式予選結果発表後30分以内に大会事務局で行うこと。
- 7) ウェイティングの資格を有する者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。

第24条 出走嘆願書

- 1) 公式予選の結果、決勝グリッドを得られなかった者は、出走嘆願書を提出することが出来る。
- 2) 出走嘆願書の提出は、公式予選結果発表後30分以内に大会事務局で行うこと。
- 3) 出走嘆願書を提出した者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。
- 4) 予選に出走していないライダーの出走嘆願は、原則として受け付けない。

第25条 決勝レース出場台数

- 1) 決勝レース出場台数は、最大34台とする。
- 2) 混走レースの決勝レース出場者選抜方法について、下記を定める。
 - ① 各クラスの決勝出場台数は、出場申し込み時点での台数比率により決定する。
 - ② 公式予選は、各クラス毎の順位に基づき、決勝出場者を決定する。

第26条 決勝スタート前チェック

- 1) 決勝スタート前チェックの時間は、公式通知に示す。
- 2) スタート前チェックを済ませた後、ライダーはマシンと共にウェイティングエリアで待機する。
- 3) レースの進行に遅れの生じた場合でも、タイムスケジュールの改定や公式通知での案内の無い限り、スタート前チェックは、予め公式通知に示した時間で行う。

第27条 サイティングラップ

- 1) サイティングラップが開始3分後にピットロード出口は閉鎖される。
- 2) サイティングラップは義務付けられない。手押しでマシンをグリッドに着ける者は、オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押していくこと。

第28条 スターティンググリッドとポールポジション

- 1) ポールポジションは、進行方向右側の最前列である。
- 2) スターティンググリッドは、横並びの列で3台ずつ整列する。台数は25条・1)による。

第29条 ウォームアップ開始まで（ウォームアップ3分前までの行為）

- 1) グリッド上での給油は禁止される。
- 2) サイティングラップ後、ピットロード出口閉鎖された後は、がグリッド上および、ピットでのタイヤウォーマーの使用は、余熱のみとする。

第30条 ウォームアップラップ

- 1) グリッド上でウォームアップラップ1分前のボードが掲示された段階で、マシンのエンジンをスタートさせる。
- 2) スタートオフィシャルの振動するグリーンフラッグの指示で、ライダーはスタートし、1周走行する。
- 3) ウォームアップラップの周回数、公式通知により変更される場合がある。

第31条 スタート方法

スプリントレース

- 1) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- 2) スタート合図は、シグナルもしくは日章旗によって行われる。
- 3) スタート方法は天候を含む大会開催状況により、変更・省略される場合がある。（変更・省略される場合は、公式通知・ブリーフィング・場内放送などで知らせる。）
- 4) スタート方法の詳細は、公式通知、ブリーフィングで知らせる。

第32条 公式シグナル

- 1) ライダーは、掲示される公式シグナルを確認する義務があり、走行中、競技役員が公式シグナルを示して走行を制限した場合、直ちに従わなければならない。公式シグナルの無視に対しては、重大な罰則が科される場合がある。
- 2) フラッグに代わり、ライトを使用する場合がある。
 - (1) イエローライトの点滅：イエローフラッグと同義
 - (2) レッドライトの点滅：レッドフラッグと同義

第33条 競技中・走行中の注意事項

- 1) やむを得ず、コースをショートカットする場合、一旦停止し、オフィシャルの指示に従い、コース

- 復帰すること。
- 2) ショートカット後の逆走については、ペナルティの対象となる。
 - 3) コースをショートカットした事により、当該ライダーに有利の場合は、下記を適用する。
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：ストップ&ゴー ペナルティ若しくはレース結果に30秒の加算
 - 4) ブラックフラッグ、オレンジボール旗、ペナルティボードの使用について
 - (1) ブラックフラッグ、オレンジボール旗は、フラッグタワーに加え、当日の走行状況に応じて、確認の容易なポストで掲示する。
 - ① ブラックフラッグと、黒地に白文字のサインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインする事。
 - ② オレンジボール旗と同時に掲示された番号の競技車両は、マシンが、当該ライダーもしくは、他のライダーに危険を及ぼすような問題に見舞われており、早急にコース上から退去しなければならない状態にすることを知らせるものである。
 - (2) ペナルティボードは、コントロールライン付近で掲示される。
 - ① ピットストップによるペナルティ（ストップ&ゴー・ペナルティ）が科された場合、「STOP」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ピットレーンを通過しつつ、オフィシャルの指示に従い、ペナルティエリアで、指示された時間停車しなければならない。
 - ② ライドスルーによるペナルティが科された場合、「RIDE THROUGH」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ピットレーンを通過しなければならない。
 - ③ 3回目の掲示を受けた周にピットインせず、罰則を実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
 - 5) ウォームアップラップ開始3分前以降のサインエリアへの入場は、決勝レーススタート後、オフィシャルカーが1コーナーを過ぎてからとする。
 - 6) プラグチョップは、危険防止及び大会運営を円滑にするため、禁止とする（スポーツ走行を含む）。

第34条 レースの一時停止

- 1) 止むを得ない事情により、レースの続行が危険であると、競技監督に判断された場合、競技監督は、走行中の全競技車両に、レースを中断させることができる。
- 2) レース中断の指示は、コントロールタワー前フラッグタワーおよび各ポストで赤旗を掲示、またはシグナルによる赤色灯によって合図される。
- 3) ライダーは、ただちに安全な速度まで減速し、ピットへ戻らなくてはならない。

第35条 赤旗中断されたレースの再スタート

危険な状態が解消した場合、競技監督はレースを再開することができる。中断されたレースの周回数に応じて、再レースの取扱いを下記のように規定する。

- 1) 中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、2周以下の場合
 - (1) 中断されたレースは無効とされ、レースは仕切り直しとなる
 - (2) 出走可能な全てのライダーが出走できる。（決勝グリッドを獲得している者）
- 2) 中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、3周以上かつ、本来設定されている周回数の2/3未満の場合
 - (1) 中断されたレースを第1ヒート、再開されたレースを第2ヒートとする。
 - (2) 第1レースで、トップの周回数の75%（小数点以下切り捨て）を走行していたライダーのみ出走できる。
 - (3) レースの結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大周回数のライダーが優勝となる。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。
- 3) 中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、本来設定されている周回数の2/3以上の場合
 - (1) 中断時点の順位でレースを成立とする。

第36条 レースの終了

- 1) 各レースの終了時間は、トップのライダーが定められた周回数を完了し、チェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、2分を経過したのちとする。
- 2) 天候やその他の理由により、周回数を減算してレースを終了する場合がある。
- 3) チェッカーフラッグを受けたライダーは、全車車検場脇よりコースアウトする。

第37条 レース結果、記録および得点

- 1) 順位の決定は、チェッカー優先とする。

- 2) レース終了後、暫定結果の発表を行う。
- 3) 正式結果は、レース終了後、遅くとも3時間以内に行う。
- 4) 正式結果への抗議はできない。

第38条 レース終了後の車両保管と再検査

- 1) 原則として1～6位の車両は、レース終了後から正式決勝結果発表まで保管される。
- 2) 保管車両の分解検査が行われる場合は、当該車両のライダー若しくは登録されたピットクルーが速やかに分解しなければならない。
- 3) 出場者は車両保管解除と同時に、車両を速やかに引き取らなければならない。
- 4) 車両保管が解除されたのちは、車両保管対象の車両に対する保管の責任は一切負わない。

第39条 抗議

- 1) 抗議申し立てのできる者は、当該クラスのライダーのみとする。
- 2) 抗議申し立てを行う場合は、暫定結果発表から30分以内に、所定の書式を記入の上、大会事務局に提出すること。
- 3) 抗議に対する最低は、競技監督が下したものが最終決定となる。この裁定に対する抗議は認められない。
- 4) 抗議保証料は1万円とし、抗議が成立した場合のみ返還される。

第40条 暫定表彰式

- 1) 各レース終了後、暫定表彰台にて、入賞ライダーに対し、暫定表彰を行う。
- 2) 暫定表彰式は、競技運営の都合上、全競技終了後に行う場合がある。

第41条 入賞及び賞典

- 1) 各クラスの入賞ライダー人数は、予選出走台数の半数以下で、最大6名までとする。
- 2) 成立台数に満たないクラスのある場合は、他クラスと統合して賞典の授与を行う場合がある。
- 3) 賞典は、追加される場合がある。

第42条 医療施設の利用義務

- 1) 負傷したライダーは、SUGO救護室での診断を受け、事故報告書の記入をすることを義務とする。
- 2) 事故報告書の記入の無い場合は、スポーツ安全保険の適用から除外される。
- 3) スポーツランド SUGOの応需病院について
医療法人 浄仁会 大泉記念病院
宮城県白石市福岡深谷字一本松5-1
TEL：0224-22-2111

第43条 主催者の権限

主催者は、本条で示す項目についての権限を有するものとする。

- 1) 出場申し込みの受理に当たって、理由を示すことなく、選択した参加者の参加を受理、あるいは拒否をすることが出来る。
- 2) チーム名他、登録される名称やその他の事項が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否、変更を命じることが出来る。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、参加者に対し、指定医師による必要な診断書の提出を要求し、健康上の理由による、競技出場の可否を判断することが出来る。
- 4) 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することが出来る。
- 5) 止むを得ない理由により、公式プログラムへ掲載の無いライダーの登録・変更を許可することが出来る。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像などについて、報道、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可出来る。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に関しては、いかなる場合も参加を中止、拒否する事が出来る。

第44条 役員の責任

- 1) 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

第45条 公式通知の発行

- 1) 本規則に記載の無い、競技運営に関する実施細則、タイムスケジュール及び参加者への指示事項は、公式通知によって示す。
- 2) 公式通知は、出場申し込み締切り後に発表され、下記(1)～(3)の手段で通知される。
 - (1) 開催日の前日までに参加者に送付される。
 - (2) 開催期間中にインフォメーションボードに掲示される。

(3) ホームページ・参加者がアクセス可能な指定の web サイトへアップロードされる。

※上記(1)～(3)は事情により実施されない場合がある。

※特別スポーツ走行の走行時間及び走行料金は、公式通知に示す。

第46条 本規則の解釈

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通知される。

第47条 本規則の施行

本規則は、スポーツランド SUGO において、本規則によって定められるすべての競技会に適用されるもので、各競技会の出場申し込み受付開始と同時に有効となる。

第8章 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

付則1 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース 特別規定

第1条 競技会の名称

2025 ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

第2条 開催日程・出場申し込み期間

本規則書P.46に、開催予定一覧として掲載する。

第3条 開催種目

本規則書P.46に、開催予定一覧として掲載する。

第4条 参加資格

- 1) 本規則書第7章第7条に示す。
- 2) ライダーは1チーム最低2名、最大4名までとする。
- 3) マイバイクリレーで参戦するチームは、必ず参加ライダーと同数の車両を用意すること。
- 4) ライダーは、安全なレースを行うために、個々が最大限努力し、スポーツ走行などを利用して走行技能の習得に努めること。

第5条 車両規定

- 1) 本特別規則書第9章付則1、ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTOチャレンジシリーズ—東北ロードミニ選手権—基本仕様に合致すること。
- 2) 各クラスはそれぞれ、下記の(1)～(5)に合致すること。
 - (1) ST150
 - ① 車両
4ストローク単気筒で、排気量120ccを超え、160cc未満の車両で、モトクロッサーベース車両を除く、一般生産型モーターサイクル
 - ② 仕様
本規則書第9章付則2-5 第2条 第3条を適用する。
 - (2) SP
 - ① 仕様
本規則書第9章付則2-1を適用する。
 - (3) IMPORT MINI
 - ① 仕様
本規則書第9章付則2-2を適用する。
 - (4) HRC GROM Cup
 - ① 仕様
本規則書第9章付則2-3を適用する。
 - (5) OPEN-MINI
 - ① 車両
4ストローク単気筒、排気量125cc未満もしくは、2ストローク単気筒、排気量85cc未満の車両。
 - ② 仕様
改造範囲の制限はない。

第6条 出場料

2名組：16,000円（以降1名追加毎に6,500円加算される。最大4名まで。）

第7条 競技時間及び終了時間

- 1) 競技時間は、タイムスケジュールに示す。
- 2) レースの終了時間は、スタート後3時間を経過し、トップライダーがチェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、2分を経過したのちとする。

第8条 順位決定と完走

- 1) 順位は、完走者の周回数の多い順に決定する。
- 2) 完走者の定義は、チェッカーフラッグを受けた者とする。

付則1-2 SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース特別競技規則

第1条 ブリーフィング

- 1) ブリーフィングの実施時間は、タイムスケジュールに示す。
- 2) 参加ライダーは必ず出席する事。
※欠席チームには罰則が適用される場合がある。

第2条 公式予選

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。予選方式は計時予選とする。
- 2) 公式予選出走台数は、最大40台とする。
- 3) 公式予選開始時は、ビット作業レーン入口で競技役員による自動計測装置の確認を受けた後、コースインしなければならない。
- 4) 公式予選終了後のコースアウトは、車検場脇よりパドックへ退出しなければならない。
- 5) 公式予選は、必ずしも全ライダーが出走する必要はない。予選時間中は、自由にライダーを交代することができる。

第3条 決勝スターティンググリッド

- 1) 定められた時間内に、オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押ししていくこと。
- 2) 決勝レーススタート5分前までにグリッドに着くことのできなかったライダーは、ビットスタートとなる。

第4条 スタート方法

- 1) 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式スタートとする。
- 2) スタートライダーは、登録されたライダーであればよく、申請の必要はない。
- 3) グリッドには、タイヤウォーマー用の電源として、マシン1台につき1台の発電機（蓄電池式含む）の持ち込みを認める。但し、簡易に移動が可能な物とし、他者の迷惑にならぬよう、設置場所に注意すること。
- 4) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、以降のグリッド上での作業は禁止される。タイヤウォーマーは速やかに取り外されなければならない。作業を行う場合は、車両をビット作業エリアまで押し戻して作業を行う必要がある。
- 5) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーと、車両を支えるアシスト員、車両とエアバッグを接続する補助員以外は、コース上より退去すること。
- 6) 決勝レーススタート3分前が表示された時点で、スタートライダーは、グリッドからコースを挟んで反対側の白線より外側のスタート位置へ移動し、アシスト員は、車両のエンジンを始動してスタートの合図を待つこと。
- 7) スタートの合図は、日章旗で行われる。スタートライダーはコースを横断し、自身の車両に駆け寄り、スタートする。
- 8) 自力でのスタートが出来ない場合は、オフィシャルの指示に従い、全車がスタート後、スタートを試みることが出来る。

第5条 ビット作業とライダー交替

- 1) ライダー交替を含むいかなるビット作業中も、エンジンを停止しなければならない。
- 2) 給油を含むビット作業中は、リアスタンドを使用すること。ライダー交替のみの場合は、スタンド使用の義務はない。
- 3) ライダーが跨った状態での給油は禁止する。
- 4) ライダー交替は6回以上行わなくてはならない。
- 5) マイバイクリレークラスは、ライダー交替の為にトランスポンダーの入替を行う際、トランスポンダーを外される車両、搭載される車両ともに、必ずエンジンを停止させ、リアスタンドを使用して作業を行うこと。

第6条 最低周回数

- 1) 登録されたライダーは、レース時間内に合計で10周以上走行しなければならない。

第7条 救済措置

- 1) 競技中の車両は、いかなる場合も他の援助を受けて押し出したり、走行したりしてはならない。（但し、危険排除の為にオフィシャルが車両を移動する場合は除く。）
- 2) 転倒などにより、自力でのコース復帰、自走でのビット帰還が難しい場合は、オフィシャルの支援を得て、ビットへ戻ることが出来る。
- 3) マイバイクリレークラスは、車両を交代してレースに復帰できるが、周回数が5周減算される。

第8条 レースの中立化（フルコースコーション）

レースを中断するほどではない程度の事象が発生した場合に、ベースカー（セーフティーカー）が介入してレースを一時非競技化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う事を、フルコースコーションという。フルコースコーション中の行為と、レース再開について定める。

- 1) セーフティーカーは、オレンジライトとグリーンライトを装備し、車両の後部に、「SAFETY CAR」と書かれた車両である。
- 2) 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、ただちにすべてのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード（以下SCボード）が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。
- 3) セーフティーカーはオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりスタートするセーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。
- 4) セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。
- 5) すべての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両5台分（10m）程度以内の車両距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士およびセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き厳禁とされる。
（例外）
 - ・ セーフティーカーから合図を受けた場合。
 - ・ 前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合（トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、ラインを外し後続車に合図しなければならない）。
- 6) レースの先頭車両の頭出しを行う場合、競技監督からの指示に基づき、セーフティーカーから先頭車両との間にいる車両に対して、グリーンライトを使ってセーフティーカーの前に出よう合図する。これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行を続け、再度セーフティーカー後方の車列につく。
- 7) 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のピット作業エリアに停車することができる。
- 8) セーフティーカー後方にいったん先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。
- 9) セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピットレーンにいるスタッフがグリーンフラッグを振動している間のみ許可される。それ以外はレッドフラッグによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンフラッグまで待たなければならない。コース内の隊列がいくつかに分れた場合は、競技監督の判断により、危険のない範囲で、集団最後尾と先頭との間にピットアウトを許可する場合もある。
- 10) 競技監督が次のコントロールラインまたはスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点で、セーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- 11) セーフティーカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- 12) セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、すべてのフラッグマーシャルポストから黄旗振動とSCボードは一斉に撤去される。
- 13) 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーシャルポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールラインまたはスタートライン（ピットレーン含む）を通過するまでは、追い越しはできない。
- 14) セーフティーカー導入中にレースが終了した場合、セーフティーカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。
- 15) フリープラクティス中に、セーフティーカーを使用したフルコースコーションの練習を行う場合がある。

第9章 SUGO MINI+MOTOチャレンジシリーズ 技術仕様

付則1 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ
—東北ロードミニ選手権— 基本仕様

第1条 フレームの定義

- 1) フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリアサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。
- 2) シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームと見なし、ホルトオン（脱着可能）のものはフレームと見なさない。

第2条 スプロケットガード

- 1) チェーンとスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、フロントおよびリアスプロケットガードを取り付けなくてはならない。

第3条 キャブレター/フュエルインジェクション

- 1) 吸気方式は、市販時の状態を維持していること。

第4条 エキゾーストパイプ

- 1) エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしにかかわらず丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角度は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としても良い。
- 2) 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。

第5条 ハンドルバー

- 1) ハンドルバーの先端が露出している場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 2) フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 3) ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいにも切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間には間隔がなくてはならない。
- 4) ステアリングダンパーの装着を認めるが、3)を満たす為のストッパーとして機能してはならない。
- 5) レバーガード、ハンドプロテクターの装着を認める。

第6条 コントロールレバー

- 1) すべてのハンドルバー、レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状となっていないてはならない。このボールの上下の面は平らでも良いが、どのような場合においても先端は丸められていなくてはならない。

第7条 スロットルグリップ

- 1) スロットルグリップは、手で握っていない時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

第8条 フットレスト

- 1) フットレストは折りたたみ式でも良いが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていないてはならない。
- 2) フットレストが折りたたみ式でない場合、およびゴムのカバーを装着していない場合は、その先端を最低半径8mm以上の球状に丸められていなくてはならない。
- 3) オフロードタイプのステップにおいては、危険防止のため、フットレスト先端の円められている部分の範囲において、ステップの山の先端のRは1mm以上とし、厚みは1mm以上とする。

第9条 ブレーキ

- 1) すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならない。

第10条 ボディワーク（フェアリング・ウィンドスクリーン・フェンダー）

- 1) ウィンドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。

- 2) シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mm を超えてはならない。(エキゾーストパイプは例外とする。
- 3) フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前に出てはならない。

第11条 ホイール、リム、およびタイヤ

- 1) メーカーが出荷した一体構造ホイール（キャスト、モールド、リベット）または従来の着脱式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。
- 2) タイヤは、メーカーより定められた走行方向（ローテーション）以外での使用を禁止する。
- 3) タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止される。
- 4) 付則2に規定のない場合、タイヤは自由選択とする。ただし、自車のスピードレンジに合ったタイヤを使用すること。

第12条 ナンバープレート

- 1) ナンバープレートは、1枚をフロントに、2枚をモーターサイクルの両側に装着する。
- 2) サイドナンバーを、シートフェアリング両側に2枚装着することが困難な場合、シートフェアリング上面に、数字の上部をライダーの方向に向けた状態でのナンバーを1枚のみ装着することを認める。
- 3) 2) を適用する場合、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後タイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。
- 4) 数字の字体は、判読が容易な単純な自体を使用すること。影付き文字などは認められない。
- 5) ナンバープレートの地色及び数字の色は指定しない。但し、ナンバープレートの地色は単色でなければならず、地色と数字の色は、判読の容易な色の組み合わせを使用すること。また、蛍光色と、金、銀、銅色など、金属光沢のある色は使用できない。

第13条 燃料タンクおよびオイルタンク

- 1) 4ストローク車両は、オイルブリーザーラインを、エアクリナーボックスまたは十分な量のオイルキャッチタンク、あるいはその両方に連結するものとし、ブローパイガスは、これに排出される構造となっていること。
- 2) キャブレター車の場合、キャブレターのエアイベントホース及び、ドレンホースは、十分な量のガソリンキャッチタンクに接続され、オーバーフローしたガソリンは、これに排出される構造となっていること。
- 3) エアクリナーボックス、オイルキャッチタンク、ガソリンキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。

第14条 オイルドレーンボルトおよび供給パイプ

- 1) すべてのドレーンプラグは確実に固定され、ワイヤーロックされている事が望ましい。
- 2) オイルドレーンボルトは、アフターマーケット品に交換することが認められるが、いかなる加工方法で栓がされている場合でも、ドレーンボルト頭部から末端まで、貫通穴の加工のされている製品は使用してはならない。(オイル排出の為のバルブ構造を有している製品など) ただし、油温計サーミスタ装着の為の製品の使用、改造については認める。

第15条 冷却水

- 1) 水冷エンジンの冷却水は、不凍液成分を含まないレーシングクーラント、水道水への交換が推奨されるが、ラジエーターおよびラジエーターホース、リザーブタンク、ラジエーターキャップ他、冷却水系統が市販車両の状態で維持されている場合のみ、市販されているクーラントの使用を認める。

第16条 灯火類、警告装置及び速度計

- 1) 灯火類は、転倒時の飛散防止の為、テーピングによる処理を施すか、取り外さなければならない。
- 2) 2) メーカー出荷時に装着してある保安部品のうち、センタースタンド、サイドスタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類、荷台、その他、競技役員より取り外しの指示のあったものは、取り外さなければならない。

第17条 キルスイッチ

- 1) エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる、効果的なイグニッションキルスイッチが取り付けられていなければならない。

第18条 使用出来ない部品

- 1) フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルの構造にチタニウム合金を使用することは禁止される。
- 2) ホイール・スピンドルの構造に、軽合金を使用することは禁止される。

第19条 例外に関する事項

- 1) 本規則書に記載の事項に対して、明確に違反しない場合でも、車検員及びオフィシャルによって、出走が不適当であると判断された場合は、その判断の根拠となった事象が是正されない限りは、出走を認めない。
- 2) 機種や仕様、技量に応じて、クラス規定外の車両の出走を認める場合がある。

付則2 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO

チャレンジシリーズ 一東北ロードミニ選手権一 参考車両仕様

付則2-1 SP 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 2ストローク52cc未満・4ストローク100cc未満の車両。

第2条 改造の制限範囲

1) エンジン

- (1) シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。
- (2) スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。
- (3) 4ストローク車両において、純正キャブレター使用車両に限り、ハイカムの使用を認める。但し、ロッカーアーム、カムホルダー等、他のヘッド周辺のパーツに対して無加工で装着が可能である事。
- (4) 4ストローク車両において、バルブタイミング調整の為の最小限の長穴加工を認める。
- (5) シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (6) 4ストローク車両のピストンは、メーカー純正品を使用する事。
- (7) 2ストローク車両のピストンは、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (8) 2ストローク車両のピストンは、メーカー純正品の寸法に対して、0.75mmオーバーサイズまで使用を認める。また、ピストンの変更に伴うシリンダーボア径の拡大と、最低限のポート修正を認める。
- (9) (8)に係る場合を除き、シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。
- (10) 2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (11) クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (12) クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (13) クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満になってはならない。
- (14) 2ストローク車両において、リードバルブは、メーカー純正品の使用を基本とし、バルブ部のみ、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (15) 2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (16) キックスター及び関連部品は、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (17) 水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

2) 吸気関連

- (1) キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2) キャブレター本体のベンチュリー径を、2ストローク車両は20φ以下、4ストローク車両は24φ以下と制限する。この制限に合致しない車両がこの制限を満たそうとする場合、金属製の板状で、厚さ3mm程度の物を挟み込む、又は、リストラクター・スリーブを使用するなどの方法で、ベンチュリー径を制限しても構わない。但し、ベンチュリー部の加工は禁止する。
- (3) キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (4) エアクリナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (5) エアクリナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (6) エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (7) インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (8) 過給機の使用は、ラム圧に限り認める。

3) 排気関連

- (1) マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

- 4) ホイール・タイヤ
 - (1) ホイールは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) ホイールカラーは、変更を認める。
 - (3) ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
 - (4) スピードメーターギヤは、撤去を認める。
 - (5) エアバルブは、変更を認める。
- 5) ブレーキ
 - (1) マスターシリンダーは、変更を認める。
 - (2) ブレーキパッドは、変更を認める。
 - (3) ブレーキレバーは、変更を認める。
 - (4) ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
 - (5) ブレーキディスクローターは、変更を認める。
- 6) 車体、フレーム
 - (1) フレームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (3) フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、スプロケットガードの追加や、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
 - (4) ガソリンタンクは、メーカー純正品を使用すること。
 - (5) 給油口、フェルコックは、変更を認める。
 - (6) ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
 - (7) ハンドルバーは、変更を認める。
 - (8) トップブリッチは、変更を認める。
 - (9) ステムベアリングは、変更を認める。
 - (10) カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
 - (11) メーター類は、変更を認める。
- 7) サスペンション
 - (1) スタビライザーは、装着を認める。
 - (2) フロントサスペンションのアウトチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
 - (3) (2) に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
 - (4) リアサスペンションは、変更を認める。
- 8) 電装
 - (1) CDI・ECUは、交換、変更を認める。
 - (2) リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
 - (3) ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
 - (4) (3) に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
 - (5) バッテリーは、変更、撤去を認める。
 - (6) プラグキャップは、変更を認める。
 - (7) プラグコードは、変更を認める。
 - (8) イグニッションコイルは、変更を認める。
 - (9) クイックシフターは、追加、変更を認める。
- 9) 解釈
 - (1) 1) から8) に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

第3条 パーツの互換性

- 1) 同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2) 同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

付則2-2 IMPORT MINI 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 4ストローク125ccのミッション車で、ホイールサイズが17インチのFi車両。

第2条 改造の制限範囲

- 1) エンジン
 - (1) シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。

- (3) シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
 - (4) ピストンは、メーカー純正品を使用する事。
 - (5) シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。
 - (6) クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
 - (7) クランクケースベアリングの固定処理を認める。
 - (8) クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満になってはならない。
 - (9) 水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。
- 2) 吸気関連
- (1) エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
 - (2) エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
 - (3) 市販車両の状態を搭載されている場合のみ、ラム圧加給の使用を認める。
- 3) 排気関連
- (1) マフラーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。
- 4) ホイール・タイヤ
- (1) ホイールは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) ホイールカラーは、変更を認める。
 - (3) ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
 - (4) スピードメーターギヤは、撤去を認める。
 - (5) エアバルブは、変更を認める。
- 5) ブレーキ
- (1) マスターシリンダーは、変更を認める。
 - (2) ブレーキパッドは、変更を認める。
 - (3) ブレーキレバーは、変更を認める。
 - (4) ブレーキホース、パンジョーボルトは、変更を認める。
 - (5) ブレーキディスクローターは、変更を認める。
- 6) 車体、フレーム
- (1) フレームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (3) フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、スプロケットガードの追加や、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
 - (4) ガソリンタンクは、メーカー純正品を使用すること。
 - (5) 給油口、フュエルコックは、変更を認める。
 - (6) ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
 - (7) ハンドルバーは、変更を認める。
 - (8) トップブリッチは、変更を認める。
 - (9) ステムベアリングは、変更を認める。
 - (10) カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
 - (11) メーター類は、変更を認める。
- 7) サスペンション
- (1) スタビライザーは、装着を認める。
 - (2) フロントサスペンションのアウトナーチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
 - (3) (2) に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
 - (4) リアサスペンションは、変更を認める。
- 8) 電装
- (1) CDI・ECUは、交換、変更を認める。
 - (2) リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
 - (3) ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
 - (4) (3) に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
 - (5) バッテリーは、変更を認める。
 - (6) プラグキャップは、変更を認める。
 - (7) プラグコードは、変更を認める。
 - (8) イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。
 - (9) クイックシフターは、追加、変更を認める。

9) 解釈

(1) 1) から8) に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

第3条 パーツの互換性

- 1) 同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2) 同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

付則2-3 HRC GROM CUP アドバンスクラス / ルーキークラス 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) HRC GROM

第2条 車両規則

- 1) HRCより発行される、HRC GROM Cup車両規定に準ずる。
<https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/>

付則2-4 NSF100 HRCトロフィー 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) NSF100 HRCトロフィー仕様車

第2条 車両規則

- 1) HRCより発行される、NSF100 HRCトロフィー車両規定に準ずる。
<https://www.honda.co.jp/HRC/event/nsf100hrc trophy/>

付則2-5 RDエキスパート / RDルーキー 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 2ストローク125cc～250cc未満もしくは、4ストローク140cc～400cc未満の、一般生産型モーターサイクル。

第2条 改造の制限範囲

1) エンジン

- (1) シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。
- (2) スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。
- (3) シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (4) 4ストローク車両のピストンは、メーカー純正品を使用する事。
- (5) 2ストローク車両のピストンは、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (6) 2ストローク車両のピストンは、メーカー純正品の寸法に対して、0.75mmオーバーサイズまで使用を認める。また、ピストンの変更に伴うシリンダーボア径の拡大と、最低限のポート修正を認める。
- (7) (6)に係る場合を除き、シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。
- (8) 2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (9) クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (10) クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (11) クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満になってはならない。
- (12) 2ストローク車両において、リードバルブは、メーカー純正品の使用を基本とし、バルブ部のみ、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (13) 2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (14) キックスターター及び関連部品は、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (15) 水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

2) 吸気関連

- (1) キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2) キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (3) エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (4) エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (5) エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (6) インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (7) 市販車両の状態で開催されている場合のみ、ラム圧加給の使用を認める。

3) 排気関連

- (1) マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

4) ホイール・タイヤ

- (1) ホイールは、メーカー純正品を使用する事。
- (2) ホイールカラーは、変更を認める。
- (3) ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4) スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5) エアバルブは、変更を認める。

5) ブレーキ

- (1) マスターシリンダーは、変更を認める。
- (2) ブレーキキャリパーは、変更を認める。
- (3) ブレーキパッドは、変更を認める。
- (4) ブレーキレバーは、変更を認める。
- (5) ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
- (6) ブレーキディスクローターは、変更を認める。

6) 車体、フレーム

- (1) フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2) スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3) フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、スプロケットガードの追加や、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
- (4) ガソリンタンクは、メーカー純正品を使用すること。
- (5) 給油口、フュエルコックは、変更を認める。
- (6) ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7) ハンドルバーは、変更を認める。
- (8) トップブリツァは、変更を認める。
- (9) ステムベアリングは、変更を認める。
- (10) カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
- (11) メーター類は、変更を認める。

7) サスペンション

- (1) スタビライザーは、装着を認める。
- (2) フロントサスペンションのアウトチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (3) (2) に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
- (4) リアサスペンションは、変更を認める。

8) 電装

- (1) CDI・ECUは、交換、変更を認める。
- (2) リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
- (3) ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
- (4) (3) に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
- (5) バッテリーは、変更、撤去を認める。
- (6) プラグキャップは、変更を認める。
- (7) プラグコードは、変更を認める。
- (8) イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。
- (9) クイックシフターは、追加、変更を認める。

9) 解釈

- (1) 1) から8) に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

第3条 パーツの互換性

- 1) 同一メーカー、同等車種間で、無加工・ボルトオンで装着出来る量産品に限って、パーツの互換性・流用を認める。
- 2) 同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

付則2-6 M1 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 2ストローク175cc以上・4ストローク290cc以上の車両で、ホイールサイズが16インチ以上17インチ以下の、モトクロスベース車両もしくは、一般生産型モーターサイクル。

第2条 改造の制限範囲

1) エンジン

- (1) シリンダーヘッドは、交換、変更を認める。
- (2) スパークプラグは、変更を認める。
- (3) シリンダーは、交換、変更を認める。
- (4) ピストンは、交換、変更を認める。
- (5) 2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (6) クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (7) クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (8) クラッチは、変更を認める。
- (9) (8)において、BTL (バクトルクリミッター機構)の追加、削除を含む構造変更を認める。
- (10) 2ストローク車両において、リードバルブは、交換、変更を認める。
- (11) 2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (12) 始動装置において、キックスターター及び関連部品は、変更を認めるが、セルスターター、キックスターターの何れかは機能しなくてはならない。
- (13) 水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

2) 吸気関連

- (1) キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2) キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (3) エアクリナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (4) エアクリナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (5) エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (6) インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

3) 排気関連

- (1) マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

4) ホイール・タイヤ

- (1) ホイールは、変更を認める。
- (2) ホイールカラーは、変更を認める。
- (3) ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4) スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5) エアバルブは、変更を認める。

5) ブレーキ

- (1) マスターシリンダーは、変更を認める。
- (2) ブレーキパッドは、変更を認める。
- (3) ブレーキレバーは、変更を認める。
- (4) ブレーキホース、ハンジューボルトは、変更を認める。
- (5) ブレーキディスクローターは、変更を認める。

6) 車体、フレーム

- (1) フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2) スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3) フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、スプロケットガードの追加や、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。

- (4) ガソリントankは、メーカー純正品を使用すること。
 - (5) 給油口、フュエルコックは、変更を認める。
 - (6) ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
 - (7) ハンドルバーは、変更を認める。
 - (8) トップブリッチは、変更を認める。
 - (9) ステムベアリングは、変更を認める。
 - (10) カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
 - (11) メーター類は、変更を認める。
- 7) サスペンション
- (1) スタビライザーは、装着を認める。
 - (2) フロントサスペンションのアウトーチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
 - (3) (2) に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
 - (4) リアサスペンションは、変更を認める。
 - (5) ホールショットデバイスは、追加、変更を認める。
- 8) 電装
- (1) CDI・ECUは、交換、変更を認める。
 - (2) リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
 - (3) ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
 - (4) (3) に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
 - (5) バッテリーは、変更、撤去を認める。
 - (6) プラグキャップは、変更を認める。
 - (7) プラグコードは、変更を認める。
 - (8) イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。
 - (9) ローター（マグネット）による、イナージェンの変更は、許可される。
- 9) 解釈
- (1) 1) から 8) に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

第3条 パーツの互換性

- 1) 同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2) 同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

付則2-7 M2 車両仕様

第1条 出場車両

- 1) 2ストローク100cc～125cc・4ストローク175cc～250ccの車両で、ホイールサイズが16インチ以上17インチ以下の、モトクロッサーベース車両もしくは、一般生産型モーターサイクル。

第2条 改造の制限範囲

- 1) エンジン
 - (1) シリンダーヘッドは、交換、変更を認める。
 - (2) スパークプラグは、変更を認める。
 - (3) シリンダーは、交換、変更を認める。
 - (4) ピストンは、交換、変更を認める。
 - (5) 2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
 - (6) クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
 - (7) クランクケースベアリングの固定処理を認める。
 - (8) クラッチは、変更を認める。
 - (9) (8) において、BTL（バックトルクリミッター機構）の追加、削除を含む構造変更を認める。
 - (10) 2ストローク車両において、リードバルブは、交換、変更を認める。
 - (11) 2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
 - (12) 始動装置において、キックスターター及び関連部品は、変更を認めるが、セルスターター、キックスターターの何れかは機能しなくてはならない。
 - (13) 水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。
- 2) 吸気関連
 - (1) キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。

- (2) キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
 - (3) エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
 - (4) エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
 - (5) エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
 - (6) インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- 3) 排気関連
- (1) マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。
- 4) ホイール・タイヤ
- (1) ホイールは、変更を認める。
 - (2) ホイールカラーは、変更を認める。
 - (3) ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
 - (4) スピードメーターギヤは、撤去を認める。
 - (5) エアバルブは、変更を認める。
- 5) ブレーキ
- (1) マスターシリンダーは、変更を認める。
 - (2) ブレーキパッドは、変更を認める。
 - (3) ブレーキレバーは、変更を認める。
 - (4) ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
 - (5) ブレーキディスクローターは、変更を認める。
- 6) 車体、フレーム
- (1) フレームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (2) スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
 - (3) フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカット、スプロケットガードの追加や、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
 - (4) ガソリントタンクは、メーカー純正品を使用すること。
 - (5) 給油口、フュエルコックは、変更を認める。
 - (6) ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
 - (7) ハンドルバーは、変更を認める。
 - (8) トップブリツチは、変更を認める。
 - (9) ステムベアリングは、変更を認める。
 - (10) カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
 - (11) メーター類は、変更を認める。
- 7) サスペンション
- (1) スタビライザーは、装着を認める。
 - (2) フロントサスペンションのアウトチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
 - (3) (2) に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
 - (4) リアサスペンションは、変更を認める。
 - (5) ホールショットデバイスは、追加、変更を認める。
- 8) 電装
- (1) CDI・ECUは、交換、変更を認める。
 - (2) リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
 - (3) ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
 - (4) (3) に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
 - (5) バッテリーは、変更、撤去を認める。
 - (6) プラグキャップは、変更を認める。
 - (7) プラグコードは、変更を認める。
 - (8) イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。
 - (9) ローター(マグネット)による、イナージェンの変更は、許可される。
- 9) 解釈
- (1) 1) から 8) に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

第3条 パーツの互換性

- 1) 同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2) 同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

フラッグ規定抜粋

公式シグナル (下記は参考であり、詳細は各種目別規則が適用される。)

 **MFJ ROAD RACE**

フラッグは振動提示される(一部除く)
(フラッグ寸法:80cm×100cm)

<p>国旗</p>  <p>レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯)</p>	<p>青旗(ブルーフラッグ)</p>  <p>後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。</p>	<p>黄旗(イエローフラッグ)</p>  <p>前方コース及びコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。 1本振動:コースサイドに危険な状態を予告 2本振動:コース上に走行も妨げる危険性の予告 ・減速、停止準備、追い越し禁止。</p>	<p>黄旗+白地に黒文字のSCボード</p>  <p>セーフティカー介入によるレースの非競技化(注意・減速・追い越しは禁止) 指示された車両以外セーフティカーの追い越し禁止。 1列で走行すること。</p>
<p>緑旗(グリーンフラッグ)</p>  <ul style="list-style-type: none"> コース規制の解除ならびに、提示ボルトから黄旗の解除を示す。 レース以外の走行の1周目に各ボルトで表示される。 ウォームアップラップのスタート合図。 	<p>チェッカーフラッグ</p>  <p>レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。</p>	<p>赤旗(レッドフラッグ)</p>  <p>競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってそれぞれのピットに戻る。</p>	<p>黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード</p>  <p>当該ライダーに速やかにピットインの指示を示す。</p>
<p>赤ストライプ付黄旗</p>  <p>雨以外の理由でコース表面が滑りやすい状態。(オイルや落下物がある可能性も含む)</p>	<p>青旗+チェッカーフラッグ</p>  <p>ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周することを示す。</p>	<p>白旗(ホワイトフラッグ)</p>  <p>前方の救急車両等の介入車両に遭遇することを示す。白旗表示位置から介入車両を追い越すまで他のライダーの追い越し禁止。</p>	<p>オレンジポール旗+黒地に白文字のサインボード</p>  <p>サインボードで示された番号の競技車両は、対象者自身、及び他のライダーに危険を及ぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。</p>
<p>レッドクロス(赤い斜め十字の入った白旗)</p>  <p>コース上のこの付近において、雨が降り始めたことを示す。 この雨が路面状況に影響を及ぼしている可能性もある。</p>	<p>ライドスルーボード</p>  <p>当該ライダーは、レース中、ピットレーンに遭遇するよう指示される。途中、停止することは認められない。遭遇後、当該ライダーはレーンに復帰することができる。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなければならない。</p>	<p>白黒斜分割旗</p>  <p>静止 前方にスロー走行車両があることを示す。 振動 前方のスロー走行車両と走行ラインが重なる可能性を示す。</p>	

3時間走行証明カード

SSCM会員No. _____ 氏名 _____

ライセンス講習会受講日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1	2		
担当 	担当 		
3	4		
担当 	担当 		
5	6		
担当 	担当 		
3時間証明発行日	月	日	担当

SSCMに、ご入会いただきありがとうございます。

MFJライセンス取得のために3時間走行証明を必要とする場合は、本ページにて3時間分のスタンプの押印を受けて下さい。

《ご利用手順》

- ① SSCM会員No.(2R会員)、氏名、ライセンス講習会受講日をご記入の上ご利用下さい。
- ② スポーツ走行に参加後、領収証とSSCM会員証を本ページと併せて窓口へ提示し、スタンプの押印を受けて下さい。
- ③ 走行証明印が3時間分埋まりましたら、事務局で控えをお預かりします。MFJから照会があった場合、スタンプの控えをもとに走行状況をMFJへ連絡します。

